



京築広域景観計画

～みち文化と清流文化の連帯が奏でる
“豊姫の国”の景観～



令和4年4月
福岡県

目 次

序章 景観を守り育てていくために	
1. 景観を守り育てていくために	06
(1) 景観とは	
(2) 景観を守り育て、地域の活性化につなげていくために	
2. 計画の目的	07
3. 広域景観計画の位置づけと役割	08
4. 計画の対象区域	09
5. 計画の構成	10
第1章 特性と課題	
1. 広域景観の成り立ち	14
2. 特性と課題	16
(1) 特性	
(2) 課題	
第2章 目指すべき景観像とテーマ	
景観像とテーマ	26
第3章 良好な景観の形成に関する方針	
1. 目標	30
2. 方針	31
第4章 景観形成基準	
1. 景観誘導の基本的考え方	40
2. 届出対象行為	41
3. 景域の設定	42
(1) 景観の捉え方	
(2) 景域・軸の設定	
4. 景域ごとの景観形成	46
(1) 山と谷筋の景域	
(2) 田園と海の景域	
(3) 住宅・商業市街地の景域	
(4) 工業市街地の景域	
(5) みちの軸	
(6) 環境色彩基準	
5. 景観形成重点地区	62

第5章 協働して守り育てる景観の保全・整備	
1. 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定方針	66
2. 広域的な景観形成に重要な公共施設（景観重要公共施設）	67
(1) 指定の方針	
(2) 対象となる施設	
(3) 景観重要道路	
(4) 景観重要河川	
(5) 災害復旧に備える配慮事項	
3. 屋外広告物の景観誘導方針	72
(1) 基本方針	
(2) 景観誘導方針	
4. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する 行為の制限に関する事項	74
5. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項	76

第6章 景観形成につながる活動の推進

1. 連携して取り組む地域活動	78
(1) 地域活性化につながる活動	
(2) 景観形成の啓発・継承活動	
(3) なりわい・祭礼文化の景観を支える活動	
(4) 地域マネジメントによる景観まちづくり活動	
2. 広域で連携して進める景観形成	84

第7章 実現に向けたパートナーシップの推進

1. それぞれの主体の役割と連携	86
(1) それぞれの主体の役割	
(2) それぞれの主体の連携	
2. 景観形成を推進する体制と仕組み	87

資料編

- 【資料1】届出の手続きの流れ
- 【資料2】景域ごとの一般基準一覧
- 【資料3】特定基準一覧
- 【資料4】景観形成重点地区の景観形成基準一覧
- 【資料5】景観形成のための各種制度の活用
- 【資料6】国が定める公共施設の景観形成ガイドライン
- 【資料7】京築地域で適用される主な法令
- 【資料8】京築地域で行われている地域活動
- 【資料9】景観形成のための各種助成制度

序章 景観を守り育てていくために

序章 景観を守り育てていくために

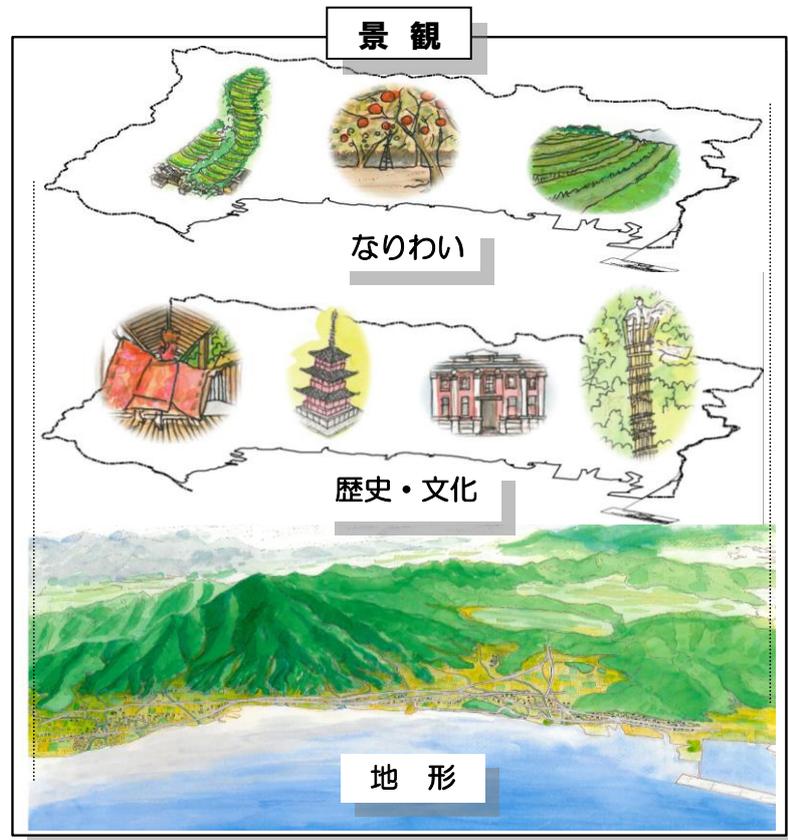
1. 景観を守り育てていくために

(1) 景観とは

景観という言葉は、街並みなどの目に見えるものの姿である「景」と、人が感じる「観」で構成されており、建物や緑などの視覚的な姿形だけでなく、川のせせらぎなど視覚以外で感じられる要素も含まれます。

山、海、川といった自然がつくり出す地形とその上に刻まれた歴史や文化とその地形を活かしていとなまれてきたなりわいや暮らしが重なり合い、長い年月をかけて形成されてきた地域固有の豊かな景観は、地域住民の生活にゆとりや潤いをもたらします。また、こうして形成されてきた景観は地域住民にとって愛着や誇りがもてる共有の財産となります。

■景観の構成



(2) 景観を守り育て、地域の活性化につないでいくために

地域独自の景観に気づき、それらの景観を守り育てていくことによって、地域固有の魅力ある景観が形成され、地域の活性化にもつながります。

そのためには、地域住民、まちづくり団体・NPO、事業者等がパートナーシップを組み、地域全体で良好な景観形成への取り組みを行うことが重要です。

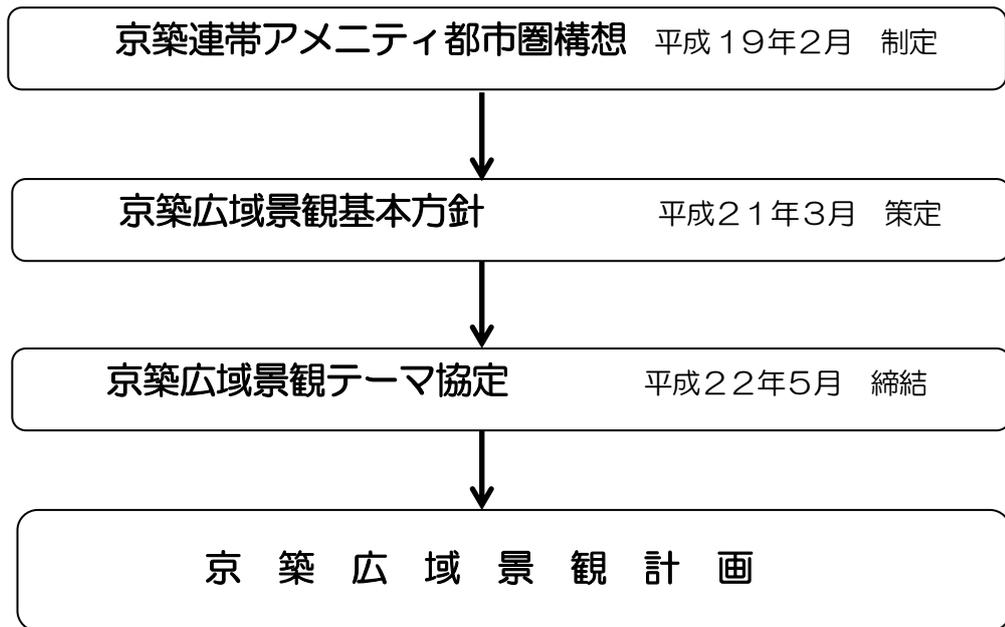
2. 計画の目的

古代、九州の政治と文化の要衝として栄えた京築地域には、山々や川、海が織りなす豊かな自然景観が広がり、神楽や神幸祭、山笠等、古くから受け継がれてきた祭礼行事が季節の折々に演じられ、地域の景観に彩を与え、特徴的な景観を有しています。

平成 18 年度に福岡県と京築地域の 2 市 5 町は、個々の地域資源を活かし、地域全体がつながることで活力と魅力あふれる地域づくりを目指すため、『京築連帯アメニティ都市圏構想』を制定し、様々なプロジェクトを実施しています。

その主要プロジェクトの一つとして京築地域の景観の保全・活用の取り組みを進めており、平成 21 年 3 月には『京築広域景観基本方針』を策定し、平成 22 年 5 月には、まちづくり団体・NPO、市町、県、国の関係機関等が協働して景観形成を総合的に進めるための役割を担うマスタープランとして『京築広域景観テーマ協定』を締結しました。

こうした取り組みをさらに一歩進め、景観法を活用した『京築広域景観計画』を策定し、『京築広域景観テーマ協定』で掲げたテーマの実現を目的としています。

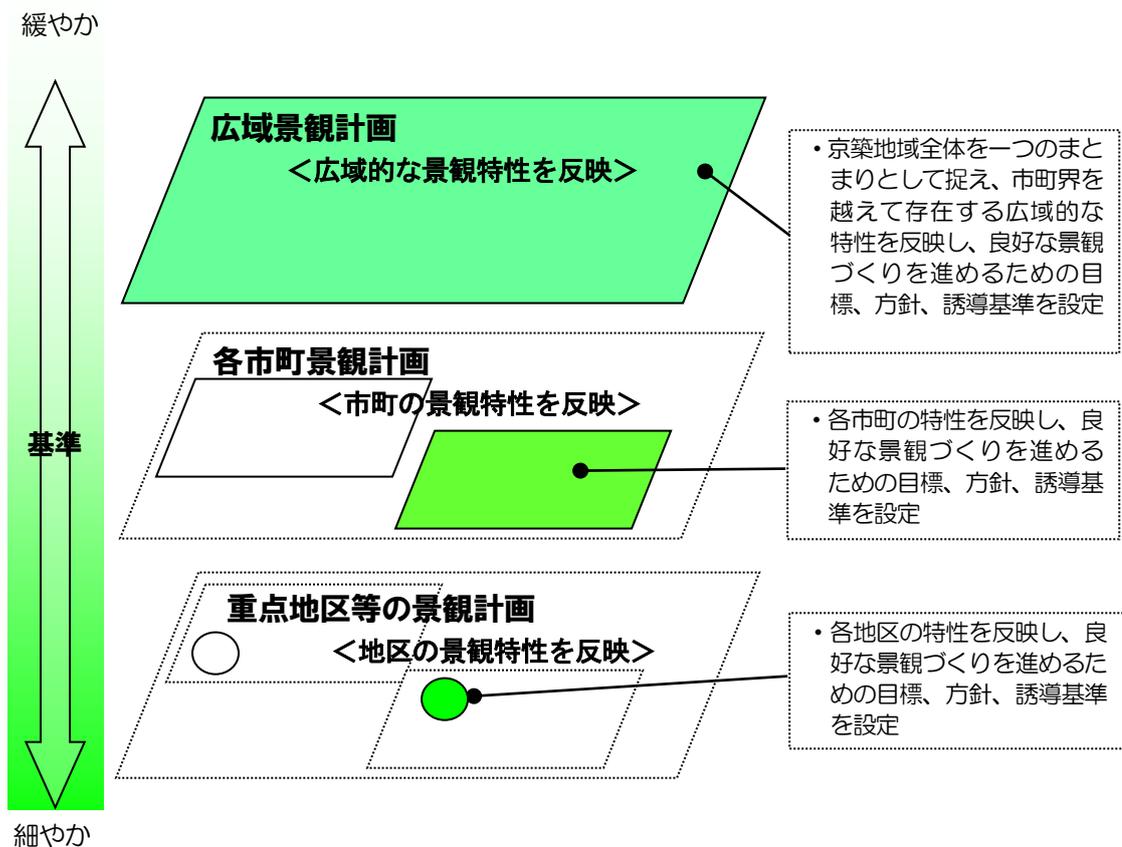


3. 広域景観計画の位置づけと役割

京築地域は、山並み、河川、田園、海等の広域的に連続する景観を共有しており、修験道や歴史的建造物など地域の歴史や文化を伝える景観資源が市町界を越えて多数存在しています。

この京築広域景観計画は、京築地域全体を一つのまとまりとして捉え、市町界を越えて存在する広域的な景観特性を反映した計画です。

■広域景観計画の位置づけと役割



また、「京築広域景観計画」は、景観法に基づく事項を規定するとともに、以下の役割を担うものとしてします。

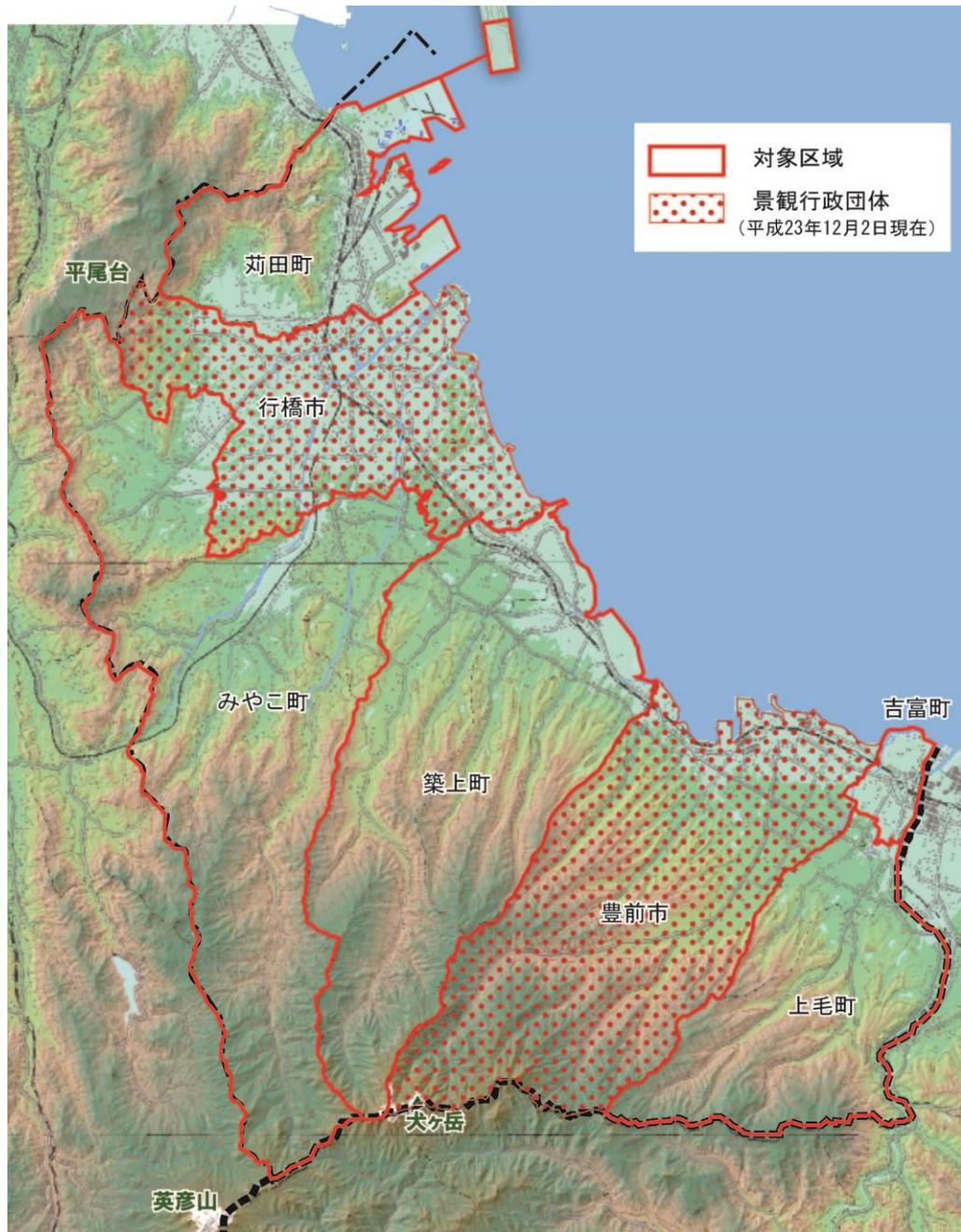
- ①市町の境界を越え、相互に連携しながら、調和と整合を図る計画
- ②京築地域の市町における独自の景観まちづくりの取り組みを支援する計画
- ③景観資源を活かした地域の活性化を促進する計画

4. 計画の対象区域

この計画の対象区域は、県内の京築地域7市町（行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町）の区域とします。

但し、景観法に基づく事項（第3章、第4章、第5章）については、景観行政団体を除く区域とします。

■対象区域の位置

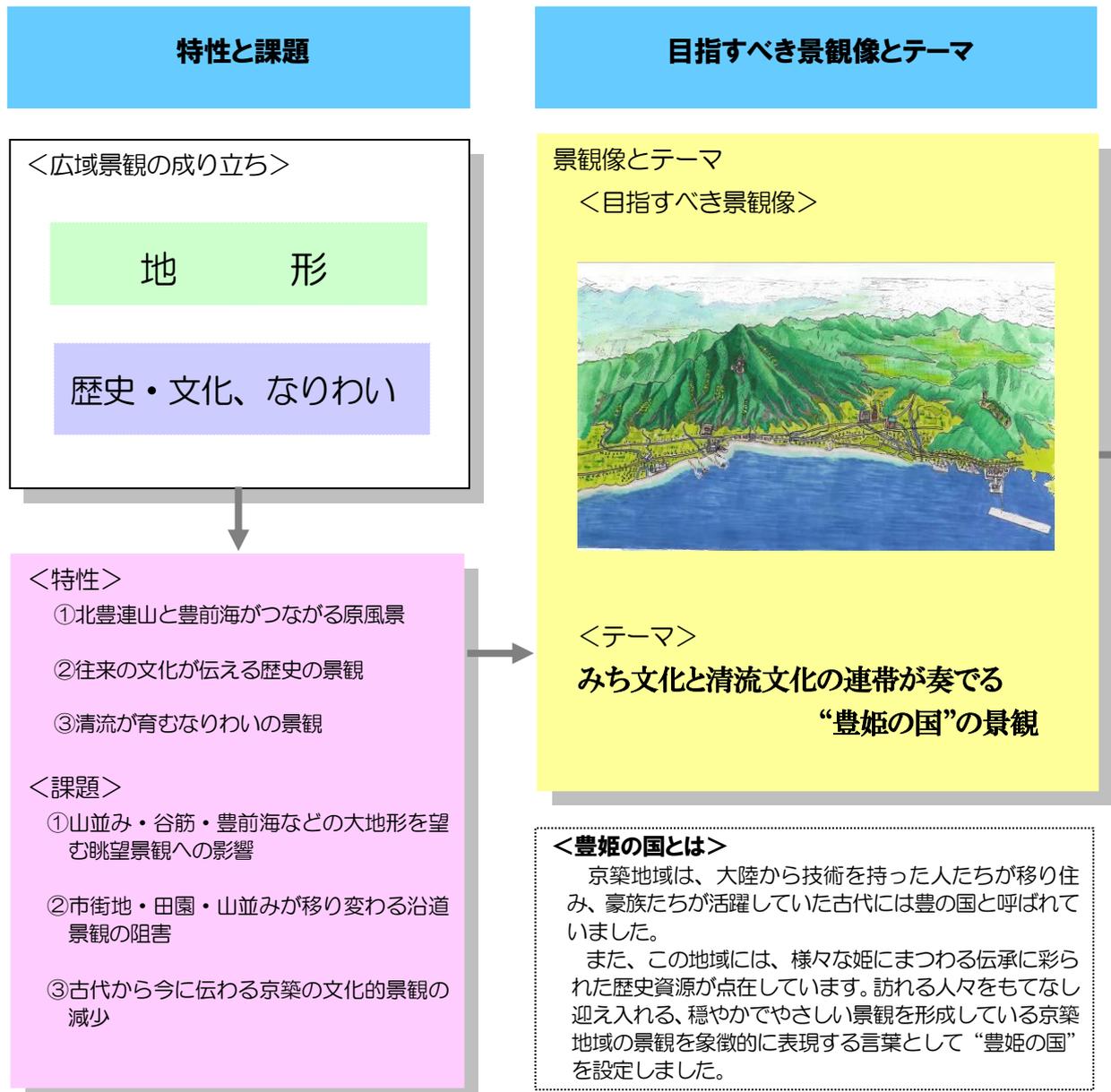


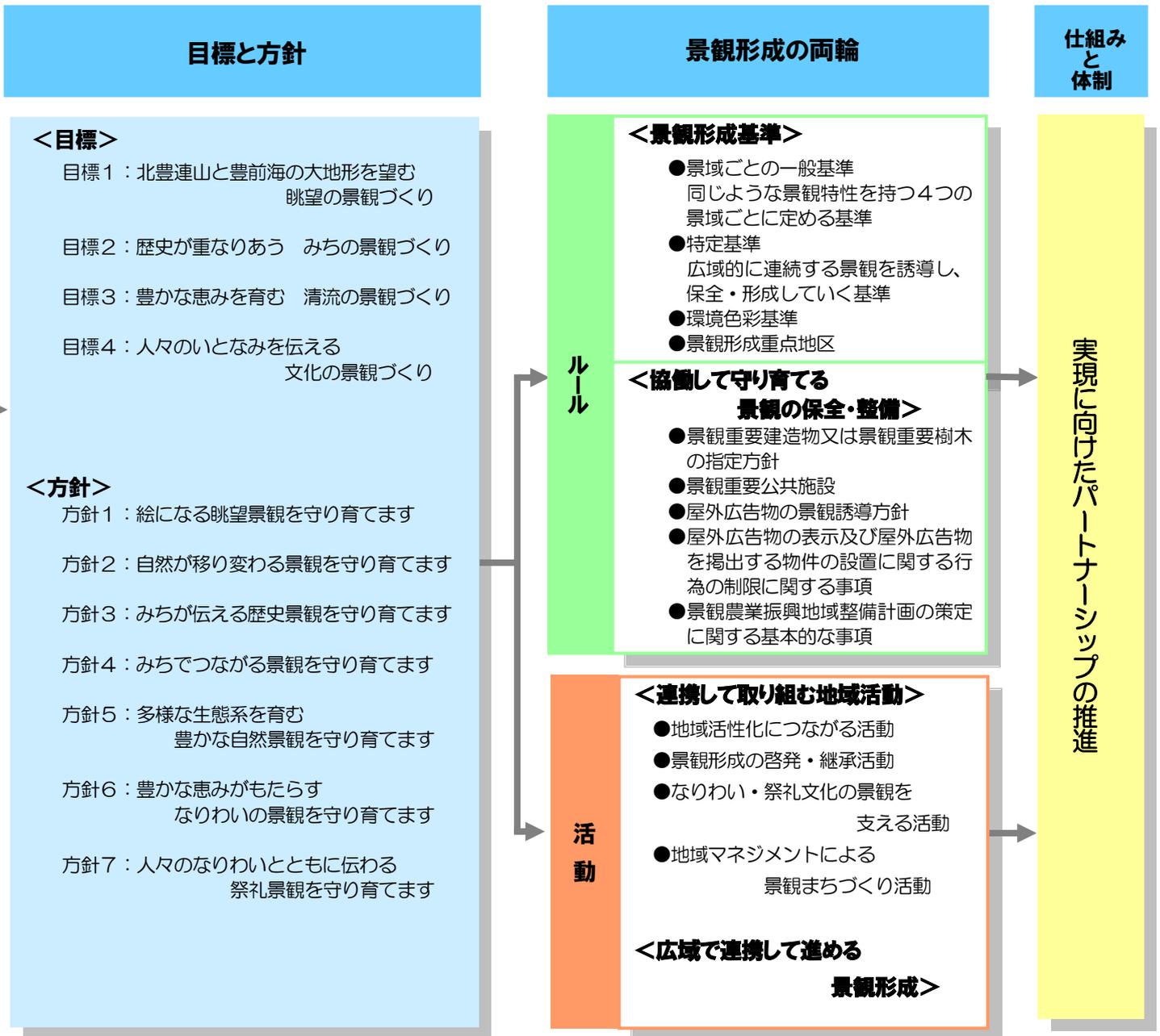
5. 計画の構成

この計画は、京築地域の景観特性と課題、「京築広域景観テーマ協定」のテーマ、目標、方針を踏まえ、景観法を活用した「ルール」と地域で取り組む「活動」を景観形成の両輪として位置づけ構成しています。

また、これらの実現に向け、地域住民、まちづくり団体・NPO、事業者、行政のパートナーシップによる景観まちづくりを推進するための仕組みと体制を定めています。

■京築広域景観計画の構成





第1章 特性と課題

第1章 特性と課題

1. 広域景観の成り立ち

太古・原始	古 代	中 世
<p>～縄文時代 (～紀元前4世紀頃)</p>	<p>弥生時代～平安時代 (紀元前4世紀頃～12世紀)</p>	<p>鎌倉時代～安土桃山時代 (12世紀～17世紀)</p>
<p>原風景を形づくる大地形の成立 ○およそ1300万年前 ・地殻変動により遠浅の豊前海が形成される。</p>  <p>○およそ70～100万年前 ・火山活動により現在の地形が形成される。</p>  <p>南部と北部で異なる地形 <北部> ・カルスト地形の平尾台や台形状の山並みがあり、平坦な京都平野が豊前海へと続く開けた地形。</p>  <p><南部> ・火山活動に伴い形成された英彦山から連なる山並みがあり、そこからなだらかな尾根筋が豊前海へと続く、海と山が近接する地形。</p>  	<p>人々の暮らしの始まり 豊姫の国(伝説)の豊かな景観が形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊玉姫、台予、豊比咩など様々な伝説が、姥が懐や青龍窟等に残る。 ・景行天皇の巡幸によって開拓、神功皇后の時代に北部九州が統一したといわれる。    <p>大陸・畿内を結ぶ交通の要衝 ・大宰府官道、勅使道が整備される。</p> <p>豊前地域の政治の中心</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大ノ瀬官衙 ・豊前国府跡、国分寺等  <p>宇佐神宮の建立 国家安護の神として崇められた宇佐神宮の建立により、八幡信仰の文化が広まった。</p>  <p>平野部で稲作がいとなまれる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都平野から中津平野にかけて稲作が始まる。 ・条里制が施行され、平野部の水田景観が形成される。  <p>修験がもたらされる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・彦山豊前坊を中心とした豊前六峰(英彦山霊泉寺・求菩提山護国寺・桧原山正平寺・松尾山医王寺・福智山と普智山等覚寺) ・修験の伝承 	<p>山城の築城 ・山間の地形を利用して山城が築かれる。</p>  <p>小倉と中津を結ぶ交通の要衝に築造された松山城 ・奈良中期に築造された松山城は、地理的位置から多くの戦乱に巻き込まれる。</p>  <p>武家による八幡宮の建立 ・自分の領地内に戦いの神として八幡神を勧請し、領地の安泰と繁栄を祈願するため、八幡宮を建立した。</p>  <p>山伏達による茶の栽培が始まる 求菩提山の谷筋では、山伏達によって茶の栽培が始まる。</p>  <p>修験道隆盛と英彦山とのつながり ・峰入り修行、お潮井採り神事等が行われる。 ・山伏は、五穀豊穰・天下泰平を祈願する予祝行事の松会など民衆の農業信仰を支えた。</p>  <p>神幸祭が始まる ・苅田山笠が宇原神社の神幸祭として始まる。</p> 

近 世	近 代	景 観 特 性
江戸時代 (17世紀~19世紀)	明治時代~ (19世紀~)	
<p>伝統的な家屋による集落の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然や田園を背景とする集落地が形成される。 		<p style="writing-mode: vertical-rl;">北豊連山と豊前海がつながる原風景</p>  <p><仲哀峠からの眺望></p>  <p><国見山からの眺望></p>
<p>中津街道の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 小倉と中津を結ぶ道が整備される。 <p>街道沿いの町並みの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 行事、湊、宇島など蔵が立ち並び在郷町が形成される。 	<p>産業都市として発展</p> <ul style="list-style-type: none"> 筑豊炭田の隆盛と鉄道網の発展とともに、沿岸地帯に工業都市が形成される。 産業の発展を伝える旧蔵内邸などの建物が建設される。  	
<p>宇佐神宮の杣山が求菩提山となる</p> <ul style="list-style-type: none"> 造営の木材調達のための杣山が求菩提の山中に定められる。 	<p>宇佐神宮の杣始</p> <ul style="list-style-type: none"> 式年造営のために、行われていた杣始が築上町等で復活する。 	 <p><三重塔></p>
<p>干ばつ解消のため池を築造</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業用水確保のため、多くのため池が築造され、地域のなりわいを支える。 	<p>新田原の果樹園の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 山林原野に柿やいちじく等の果樹園が形成される。 	 <p><等覚寺の棚田></p>
<p>谷筋の水利を活かし棚田を形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 棚田、茶畑、集落、河川が連続する文化的な景観を形成。 	<p>遠浅の海を活かした海のなりわいが始まる</p> <ul style="list-style-type: none"> 牡蠣の養殖や沿岸漁業が始まる。 	 <p><吉富漁港></p>
<p>干拓による農地の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 海際まで農地が広がる。 	<p>民俗文化を伝える神楽の継承</p> <ul style="list-style-type: none"> 赤幡神楽、寒田神楽、豊前岩戸神楽など数多くの神楽を地域の人々が舞い、文化を継承している。 	<p style="writing-mode: vertical-rl;">清流が育むなりわいの景観</p>
<p>京築地域に伝わる神楽</p> <ul style="list-style-type: none"> 社家神楽として神職によって舞い継がれる。 		 <p><唐原神楽></p>

2. 特性と課題

(1) 特性

①北豊連山と豊前海がつながる原風景

山並み、川、谷筋、平野、海といった地形が広域的につながることによって形成されている大地形の景観は、京築地域の北部と南部で異なる様相を見せ、地域の原風景としてこの地域に暮らす人々の心の中に刻まれています。



■北部の地形：平尾台～京都平野

平尾台

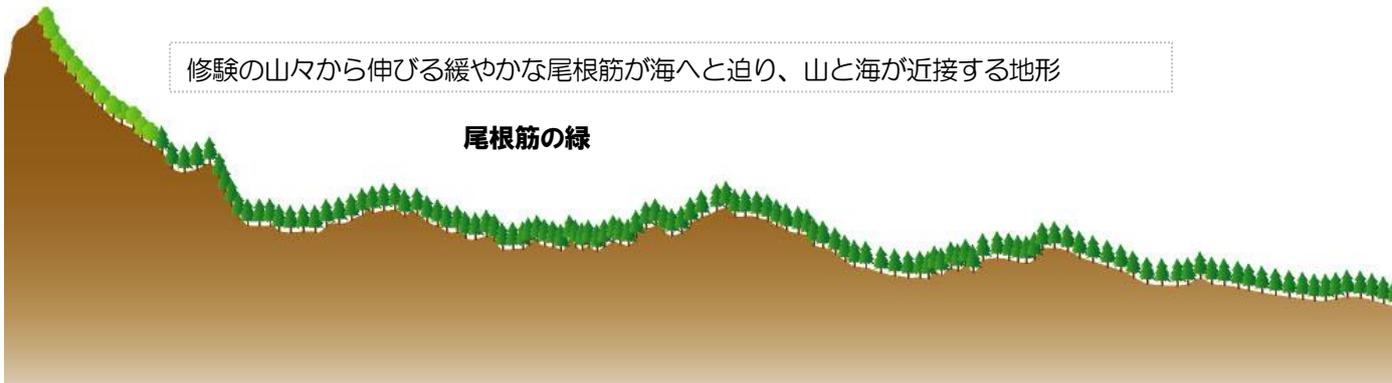
カルスト地形や台地状の山並み、平坦な平野が海へと続く開けた地形



■南部の地形：犬ヶ岳～浜の宮海岸

犬ヶ岳

修験の山々から伸びる緩やかな尾根筋が海へと迫り、山と海が近接する地形



山並み(北豊連山)

北部では、白い石灰岩が草原に点在するカルスト地形の平尾台や“への字山”の愛称で親しまれている竜ヶ鼻の台形状の山並みが、緑豊かで平坦な京都平野のどこからでも見ることができ、北部のランドマーク的な存在としてたまたずんでいます。

南部では、古代より修験の山として栄え、鬼杉でも有名な英彦山や5月にはツクシシヤクナグの大群落を見ることが出来る犬ヶ岳の山々がそびえ、そこから伸びる富士山に似たゆるやかな火山麓の尾根筋が中津平野や豊前海へと迫り、山と海が近接する地形を形成しています。

北豊連山(ほっぽうれんざん)とは

平尾台から英彦山、犬ヶ岳に至る一帯が豊前の国の北半分を占めていることから、京築広域景観テーマ協定及び京築広域景観計画ではこれらの山々を「北豊連山」としています。



川・谷筋

北部を流れる今川等は、京都平野の丘陵田園の中を悠然と流れ、遠浅で穏やかな豊前海へと注いでいます。南部の山々を源流とする祓川や城井川等は、起伏に富んだ山あいをぬって豊前海へと流れていきます。

そして、山々の重なりと清流と言われる川によってつくられた谷筋は、北部の開けた景観とは異なった奥深い景観を形成し、それぞれの谷筋ごとに固有の生活空間や文化をつくり出し、独特の雰囲気醸し出しています。

平野

平地が少ない東九州地域において、京築地域では京都平野が海に向かって広がり、開放的な空間を作り出しています。

行橋市南西部、みやこ町、築上町北部にまたがる広大な京都平野は、河川によって運ばれた堆積物でつくられた平野で、古くからおいしい米どころとして知られる田園地帯が広がっています。

豊前市、吉富町、上毛町の平野部は、山国川流域に広がる沖積平野である中津平野で、水田や柿、イチジク等の果樹園が広がる農業地帯となっています。

豊前海

海(豊前海)

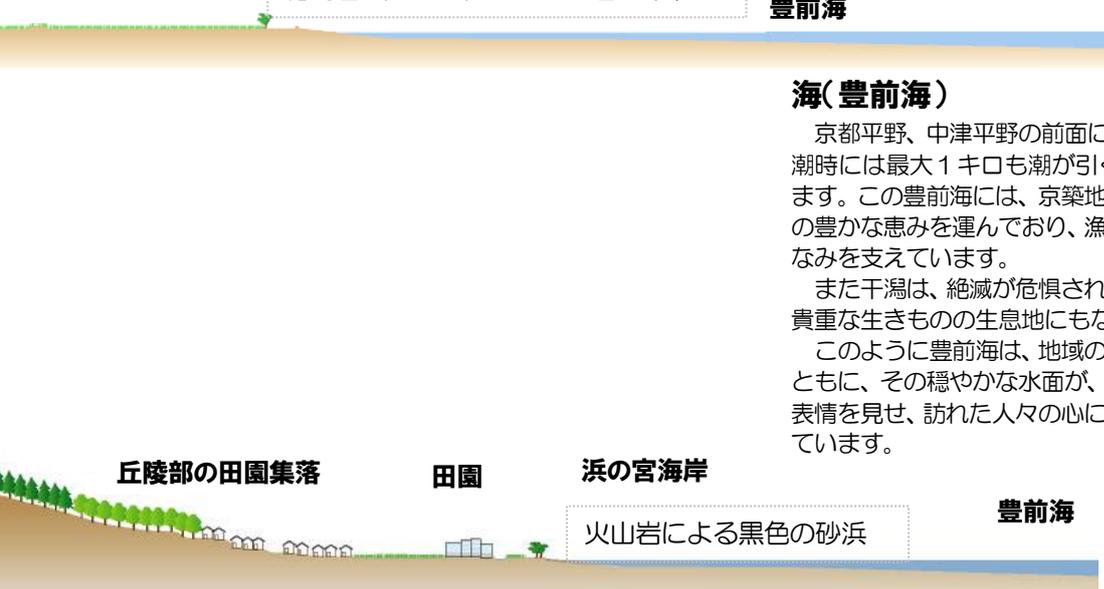
京都平野、中津平野の前面には、日本三大干潟の一つで干潮時には最大1キロも潮が引く遠浅の豊前海が広がっています。この豊前海には、京築地域の大小21の河川が山からの豊かな恵みを運んでおり、漁業をはじめとする人々のいとなみを支えています。

また干潟は、絶滅が危惧されるカブトガニやアオギス等の貴重な生きものの生息地にもなっています。

このように豊前海は、地域のいとなみの景観を形成するとともに、その穏やかな水面が、朝夕の陽の光によって多様な表情を見せ、訪れた人々の心に残る美しい景観をつくり出しています。

田園(水田・畑地)

花崗岩(マサ土)による白色の砂浜



丘陵部の田園集落

田園

浜の宮海岸

火山岩による黒色の砂浜

豊前海

②往来の文化が伝える歴史の景観

京築地域は、豊の国といわれた古代から畿内と九州、大陸とを結ぶ交易の要衝として繁栄してきました。旧街道沿いには様々な歴史が折り重なって形成された街並みや史跡が点在しています。各時代、各地域で育まれてきた歴史や伝統、人々のいとなみ等のみちのつながりがもたらした往来の文化と歴史資源が、地域の歴史を今日に伝える重要な景観となっています。



古代「大宰府官道・勅使道が整備」

7世紀末から8世紀の初頭には、それまでの豊の国が豊前と豊後に分けられたことで、周防灘に面する一帯が豊前国と呼ばれるようになり、豊前国府や国分寺、国分尼寺が置かれ、政治・文化の中心的な役割を担っていました。

8世紀前半には、宇佐神宮が建立され、各地に八幡信仰の文化が根付くとともに、大宰府と宇佐神宮を結ぶ大宰府官道、京都と宇佐神宮を結ぶ勅使道が京築地域に整備され、この2つの街道は大和朝廷と宇佐神宮を結ぶ重要な役割を果たしました。

こうした畿内との関りの中で繁栄した歴史を豪族の墳墓や古代寺院、神籠石、大ノ瀬官衙遺跡など数々の史跡を通して感じることができます。



<大ノ瀬官衙遺跡>



<国分寺跡>

中世「修験の隆盛 祭礼文化の成立」

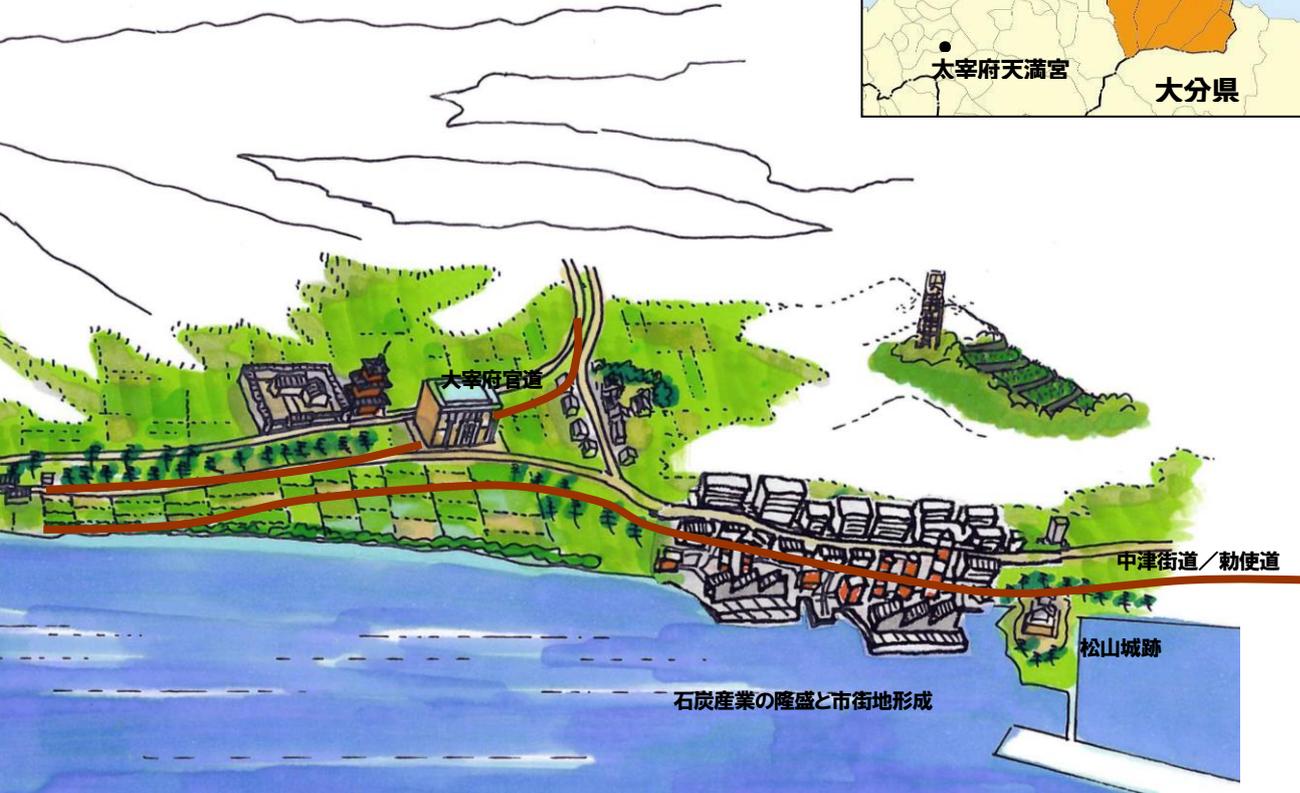
12世紀頃になると、平安時代末期に確立された山岳宗教である修験が盛んとなり、求菩提山、英彦山、松尾山等が北部九州修験道の一大道場として隆盛を極めました。

当時、五穀豊穡と国家太平を祈る修験道の行事として行われていた「松会」が、「等覚寺の松会」、「求菩提山のお田植え祭り」、「松尾山のお田植え祭り」などの地域の祭礼文化として今日も人々に受け継がれています。



<豊州求菩提山 絵図>

出典：豊前求菩提山修験文化政



近世「中津街道の整備」

江戸時代に入ると、小倉と中津を結ぶ中津街道が整備され、街道沿いには蔵が建ち並ぶ在郷町が形成されました。

藩界石、郡標、中津城への渡しなど往時の交流の名残を感じる歴史の景観が随所に残っています。



<在郷町の街並み（築上町）>



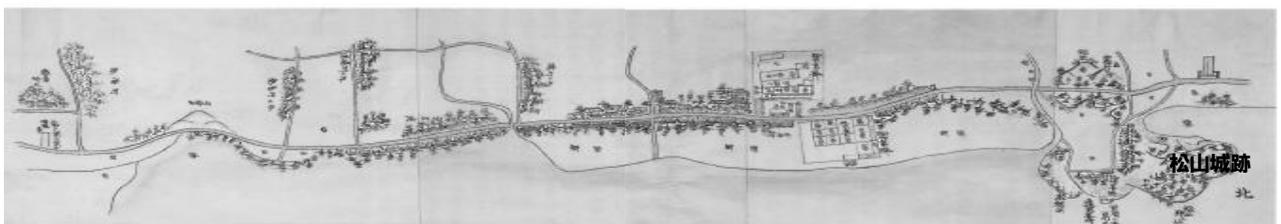
<郡標>

近代～「石炭産業の隆盛と市街地形成」

筑豊炭田の隆盛とともに、石炭を運ぶ鉄道輸送の需要の高まりから筑豊炭田と戸畑・門司を結ぶ筑豊興業鉄道や、筑豊炭田と宇島港を結ぶ豊州鉄道により鉄道網が発展し、近代産業を支える基盤が整備されました。

石炭の積み出しで栄えた苅田町、豊前市の沿岸地帯には工業都市が形成され、石炭の積み出しがなくなった後も、苅田港では平尾台という石灰岩地帯に隣接した立地を活かしてセメント産業が発展し、宇島港では港湾施設を利用した工場地帯が整備されました。

こうした産業の発展に伴い、工場地帯の周辺には住宅地や商業施設等が建設され、現在の市街地を形成していきました。



<豊前京都郡苅田往還要図>

出典：中津街道

③清流が育むなりわい文化の景観

豊前海に注ぐ幾筋もの清流は、地域特有の生態系を有する豊かな自然や地域のなりわいを育み、人々の暮らしと深く結びつきながら形成されてきた重要な景観であるとともに、神楽などの独自の伝統や文化、四季折々の祭礼行事を生み、個性的で文化的な景観を形づくっています。

豊かな自然が育む多様な生態系

標高 1,000mの山並みから豊前海に至る大地形で構成される豊かな自然環境は、多様な生態系を育む場となっています。

山には犬ヶ岳のブナ林やツクシシャクナゲ、鋸岩のゲンカイツツジ等の学術上価値の高い植生が見られ、川には清浄な環境を好むアマゴ、ゲンジボタル、カジカガエルや、ヤマセミ、カワガラス等の鳥類も見ることができます。

また、豊前海には、多くの魚貝類、アオウミガメ、アオギスなどが生息し、その他、多くの渡り鳥や野鳥が飛来する風景を目にすることができます。



<ツクシシャクナゲ>

棚田が残る山・谷筋のなりわい

山と川によって形成される谷筋には、緑に囲まれた斜面地を活かして趣のある石垣が積まれた棚田が見られ、農耕地として利用されています。

また、山間部には、京築ブランドとして期待される京築ヒノキを産出する植林地があります。

こうした自然の地形を活かしていとなまれてきた農林業を支える山や谷筋は、京築地域の山のなりわいを象徴する景観となっています。



<寒田の棚田>

遠浅の豊前海が育む海のなりわい

山の豊かな恵みは清流を通して海にも恵みをもたらします。大小の漁港が並び豊前海沿岸一帯では、遠浅の海を利用して“海のミルク”と称される豊前海一粒かきや豊前本ガ二、車えび等の養殖や沿岸漁業がいとなまれています。

この他、蓑島や沓尾、浜の宮周辺の海辺では潮干狩り、河口域では川釣りを楽しむ人々の姿が見られます。こうした豊前海に浮かぶ養殖筏や漁船等の姿は、京築地域の海のなりわいを象徴する景観となっています。



<豊前海の漁業の風景>



豊かな自然が育む多様な生態系

棚田が残る山・谷筋のなりわい

遠浅の豊前海が育む海のなりわい



豊かな自然と密接に結びついた伝統文化

古代より大自然の恩恵を受けながら、なりわいととも個性豊かな文化も育まれてきました。

農業を主としていとなんできた京築地域では、五穀豊穰などを祈願する松会や神幸祭、神楽、楽打ち等の祭礼行事が現在も数多く行われており、豊かな自然と密接に結びついた地域の伝統文化として人々に親しまれるとともに、地域の魅力的な景観の1つとなっています。



＜生立八幡神社山笠＞

茶畑や果樹園が点在する丘陵部のなりわい

ブランド化や商品開発に地域で取り組んでいる名産のイチジク「とよみつひめ」やゆずや、柿などの果樹園が丘陵部に点在しています。

豊津地区の丘陵地や岩岳川沿いの斜面地では、古くから伝えられたお茶の栽培が行われ、初夏には青い空に映える緑豊かな茶畑の美しい景観を見ることができます。



＜豊津地区の茶畑＞

水田が広がる平野部のなりわい

京都平野から中津平野にかけて稲作が中心に行われ、北部では平尾台の山並みを背景に、南部では緩やかな尾根筋の斜面緑地を背景に、夏には青々とした、秋には黄金色の稲穂が揺れる美しい田園景観が広がっています。

また、温暖で少雨の瀬戸内海型気候である京築地域では、水に乏しい環境の中で農業用水を確保する工夫をしながら農業をいとなんできました。そうした人々の工夫を多くのため池を通して見ることができます。



＜平野部の田園風景＞

(2) 課題

京築地域には太古から変わらない豊かな自然と人々のいとなみ等によって形づくられた良好な景観があります。

しかし、過疎化や高齢化の進展による緑豊かな里山や農地を維持する担い手の減少や神楽や楽打ち等の祭礼行事の後継者不足等により、山や谷筋などの自然景観や地域のなりわいを支えてきた田園景観等を保全・継承していくことが困難になってきています。さらに、経済性を優先した市街化の進展や開発行為によって、京築地域ならではの景観が次第に見られなくなってきています。

このままでは、先人達が作り上げてきた京築地域の魅力ある美しい景観がますます失われてしまうこととなります。このような現状をどう捉え、どう景観形成を行っていくかを地域全体で考え、地域固有の魅力ある景観形成に取り組むことが重要となります。

①山並み・谷筋・豊前海などの大地形への眺望景観に対する配慮

京築地域には、北部から南部にかけてそびえる平尾台や英彦山、犬ヶ岳等の山々、幾筋もの清流が形づくる谷筋、遠浅で穏やかな豊前海等の大地形が今日まで変わることなく存在し、その大地形を山や田園、海辺から眺めることができる眺望景観が地域の特徴となっています。



しかし、開発等による山や谷筋、丘陵部の斜面緑地の緑の喪失、田園部における大規模な娯楽施設や商業施設等の立地による田園の分断によって、田園や海辺から山並みを見上げる眺望、山や谷筋から豊前海を見下ろす眺望などに影響を与える場所もあります。良好な眺望景観を守るためには、豊かな自然環境を保全し、周辺との連続性や調和に配慮した景観誘導が必要となります。

②市街地・田園・山並みが移り変わる沿道景観への配慮

京築地域を貫く幹線道路や鉄道からは、背景に広がる山並みや田園景観、豊前海等の自然の移り変わりを見ることができます。

しかし、交通量の多い幹線道路沿いでは、奇抜な形態や派手な色彩の商業施設や娯楽施設の立地、屋外広告物の乱立により、道路からの眺望の阻害や煩雑な街並みとなっている場所があります。



また、大規模な建築物等の立地によって、自然景観や田園景観の連続性を阻害している場所もあります。

市街地・田園・山並みの移り変わりが感じられる沿道景観を形成するためには、背景の自然景観、田園景観と調和する沿道建築物等の景観誘導に取り組む必要があります。

③豊姫の国の時代から伝わる歴史的・文化的な景観の保全

古代の政治の中心として栄え、ヒト・モノが往来した京築地域には、地域の歴史を今に伝えるまちなみや建築物等が残っています。また、農業を主としていとなんできたこの地域では五穀豊穰を祈る神楽などの祭礼行事が盛んに行われてきました。



しかし、高齢化や後継者不足による谷筋の棚田や田園等の耕作放棄地の増加によって、美しいなりわい景観が見られなくなるだけでなく、豊かな自然とともに受け継がれてきた神楽等の祭礼文化の減少にもつながる等、時間の流れと社会環境の変化により、地域が守り育ててきた歴史的な景観が姿を消していくことが危惧されています。

そうした京築地域の歴史的・文化的な景観を守り、後世へ伝えていくためには、地域全体で連携した取り組みが必要となります。

第2章 目指すべき景観像とテーマ

第2章 目指すべき景観像とテーマ

【景観像とテーマ】

みち文化と清流文化の連帯が奏でる“豊姫の国”の景観

京築地域の美しい景観は、太古より今日まで受け継がれてきた山並み、谷筋、丘陵、平野、海といった大地形によって形づくられています。

その上に、古代より伝来してきたみち文化がつくりだす景観と、河川沿いに育まれるなりわいやいとなみを礎とした清流文化がつくりだす景観が重なり合い、時代の変化とともに少しずつ形を変えながら今日へとつながってきたものが“豊姫の国”の景観といえます。

この景観を活かしたまちづくりには、京築地域の連帯による取り組みが求められています。地域住民、まちづくり団体・NPO、企業、行政等の多様な主体が垣根を越え、京築地域の景観を守り育て、新しい魅力を生み出すために、広域的に参画、連携、協働し、京築地域全体で奏でる景観を未来へ引き継いでいきます。

山から豊前海を望む
絵になる眺望景観



自然が移り変わる沿道景観

固有の生活文化を形成する谷筋の景観



豊かな恵みがもたらすなりわいの景観



海から山並み、谷筋などの大地形を望む絵になる眺望景観



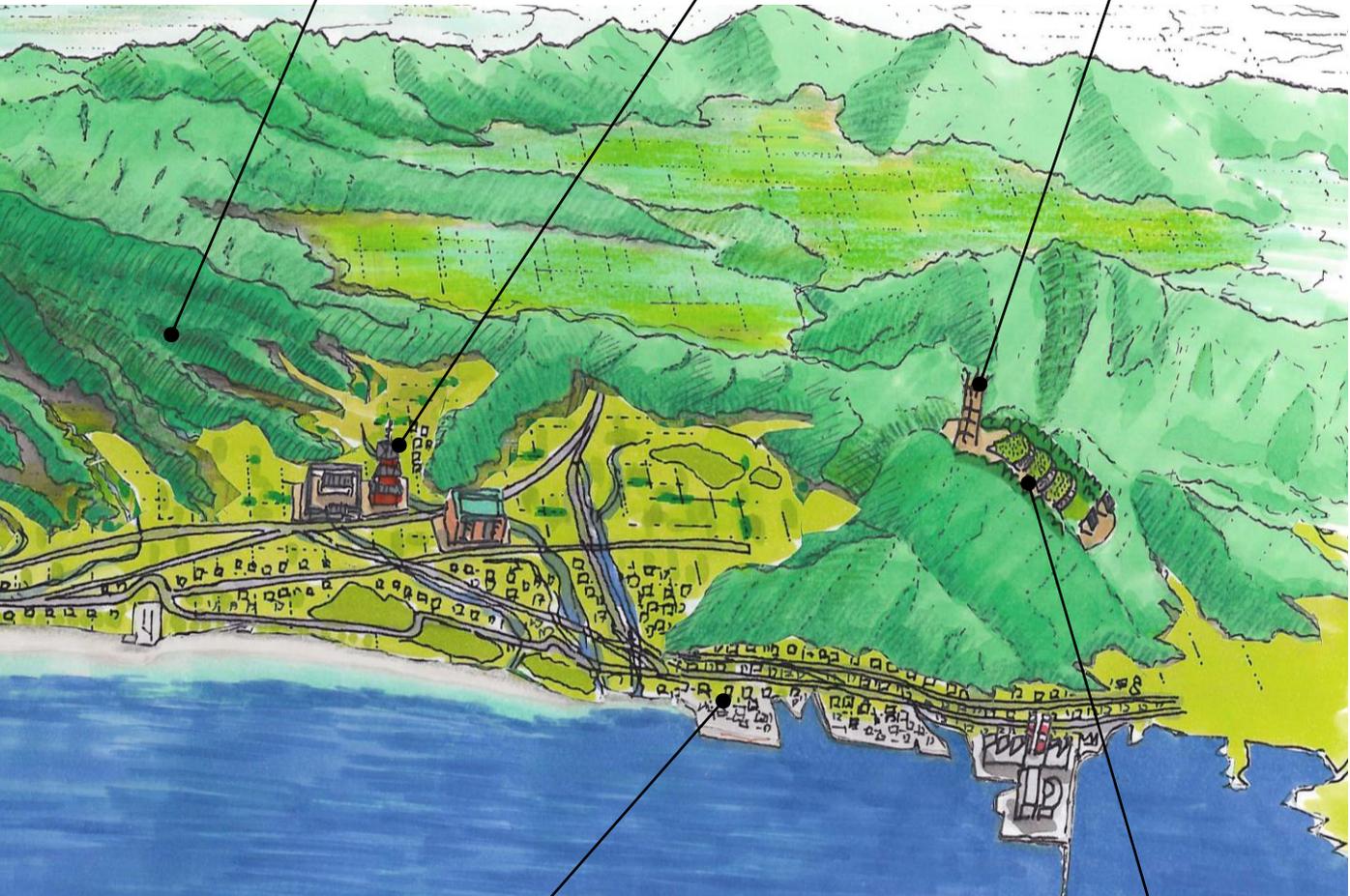
多様な生態系を育む山や川沿いの豊かな自然景観



みちが伝える歴史景観



人々のなりわいととも伝わる祭礼景観



地域の中心としてまとまりや賑わいのある住宅・商業市街地の景観
新たな産業として活力を感じさせる工業市街地の景観



豊かな恵みがもたらすなりわいの景観



第3章 良好な景観の形成に関する方針

第3章 良好な景観の形成に関する方針

1. 目標

「みち文化と清流文化の連帯が奏でる“豊姫の国”の景観」のテーマの実現に向けて、次の4つの目標と7つの方針を掲げ、取り組んでいきます。

目標1 北豊連山と豊前海の大地形を望む 眺望の景観づくり

山並み、谷筋、丘陵、平野、海といった大地形によって形づくられている京築地域の景観は、人々の原風景として親しまれていることから、この大地形を望むことができる景観を守り育てていくことが、地域固有の景観づくりには欠かせません。

大地形を望む眺望景観を地域の象徴的な景観として位置づけ、守り育てていくこと、さらには大地形で構成される景観のつながりを守り、維持していくことで、古代より守られてきた雄大な自然景観を将来にわたって引き継いでいきます。

目標2 歴史が重なりあう みちの景観づくり

京築地域には、古代の大宰府官道、勅使街道、近世の中津街道、近代の資源街道としてヒト・モノの往来によって栄えてきた歴史があります。

歴史が重なり合うみちが育んだ地域固有の歴史景観があり、街道筋や集落、丘陵地、谷筋、山並み等に垣間見ることができます。

京築地域で培われてきた歴史景観の価値を再評価し、その価値を広く共有することで、将来にわたって歴史景観を守り育てるとともに、市街地内の良好な沿道景観を創っていきます。

目標3 豊かな恵みを育む 清流の景観づくり

京築地域には、北豊連山の山々を源流とした幾筋もの清流や数多くのため池が点在し、地域固有の貴重な生態系を有する自然景観があります。

また清流は、地域独自の海の幸・山の幸を育み、人々のなりわいを支えています。この豊かな恵みをもたらす清流の景観を守り育てます。

目標4 人々のいとなみを伝える 文化の景観づくり

京築地域では、古代より大自然の恩恵を受けながら、個性豊かな文化や人々のいとなみが育まれてきました。

現在でも地域に数多く伝わる神楽に代表される祭礼は、これまで培われてきた地域のいとなみを今日に伝える、貴重なものです。

このような人々のいとなみを伝える文化の景観を守り育てます。

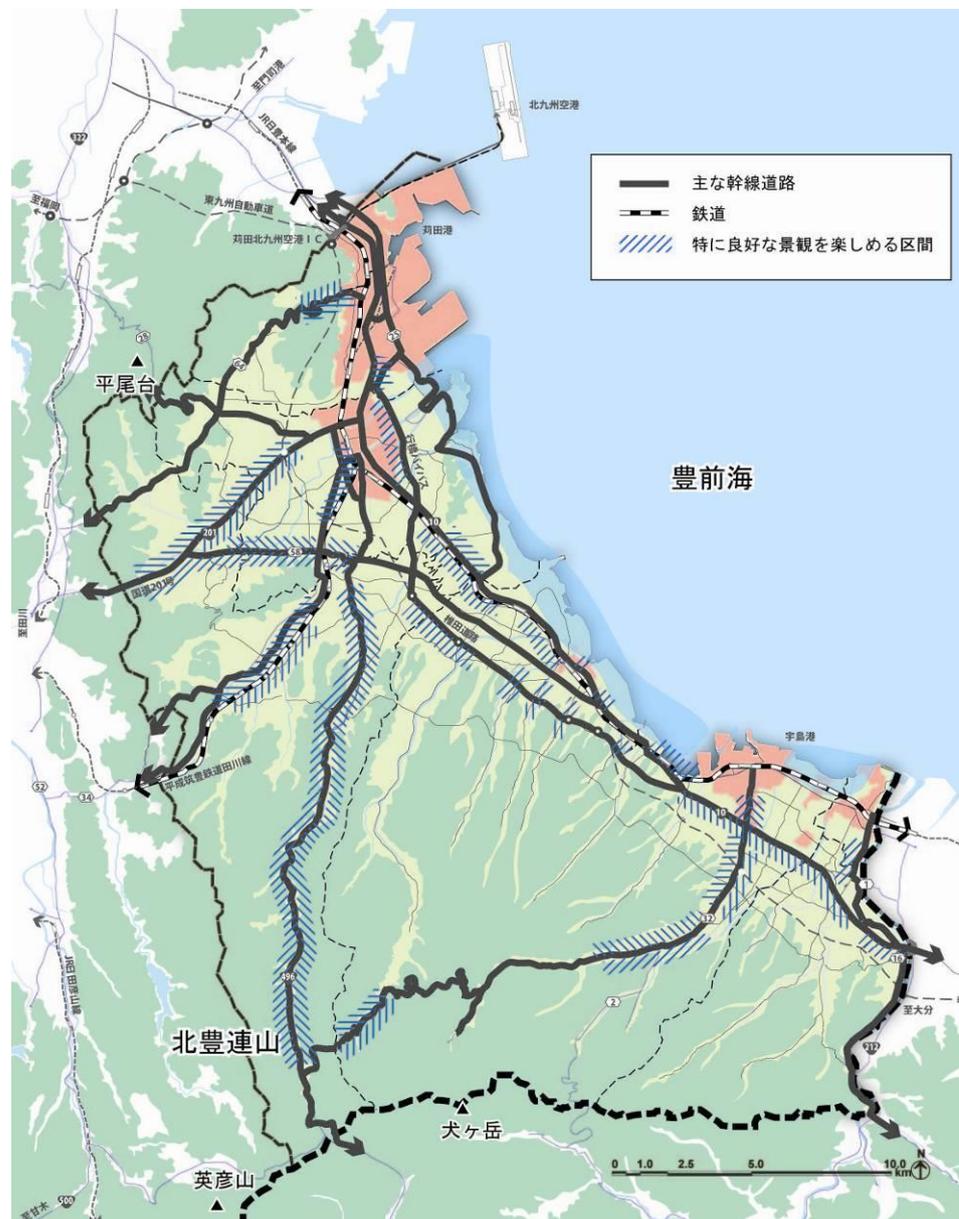
方針2 自然が移り変わる景観を守り育てます

京築地域の景観は、古代より受け継がれた北豊連山、豊前海、今川、祓川、城井川等の川、京都平野等、景観を構成する自然要素が連なることで形づくられています。

幹線道路や鉄道の車窓からは、田園の向こうに山並みが連なる景観や、河川沿いに形成される谷筋の景観、北豊連山を背に遠浅で穏やかな豊前海が前面に広がる景観等、自然が移り変わる景観を楽しむことができます。

幹線道路や鉄道の車窓から眺望できる平地部から丘陵地、山並みへと自然が移り変わる景観を守るために、背景となる自然景観への連続性に配慮した景観づくりを進めていきます。

■ 守り育てる景観



方針3 みちが伝える歴史景観を守り育てます

京築地域は、古代より交通の要衝として、古くからヒト・モノが往来していました。また、修験道文化や八幡信仰文化等、数多くの歴史・文化遺産があります。中津街道や近代産業を支えた資源街道沿いには、大ノ瀬官衙遺跡、旧飴屋門、石坂トンネル等、現在でも往時を偲ばせる町並みや遺跡が残されています。

こうした地域に点在する歴史的資源の中で、地域の景観を特徴づけているもの、地域で親しまれているものは、京築地域共有の財産として認識し、地域住民やNPO等の様々な主体が協働して、その保全に努めるとともに、地域に眠っている歴史的な由来や言い伝えを掘り起こし、景観づくりに活かしていきます。

■ 守り育てる景観



方針4 みちでつながる景観を守り育てます

京築地域の内外や地域内をつなぐ主要な幹線道路の道路景観は、多くの人々の目に触れることが多いことから、連続した良好な景観を守り育てていくことで、地域の個性や魅力をアピールすることができます。

そのために主要な幹線道路とその沿道の建築物等によって形成される道路景観を一体的に捉え、市街地、田園等、沿道の特性に応じた景観づくりを進めていきます。

また、地域の身近な道路においては、花壇や街路樹の手入れや歩道の清掃活動等を地域住民や企業等が主体となって進めていきます。

■守り育てる景観

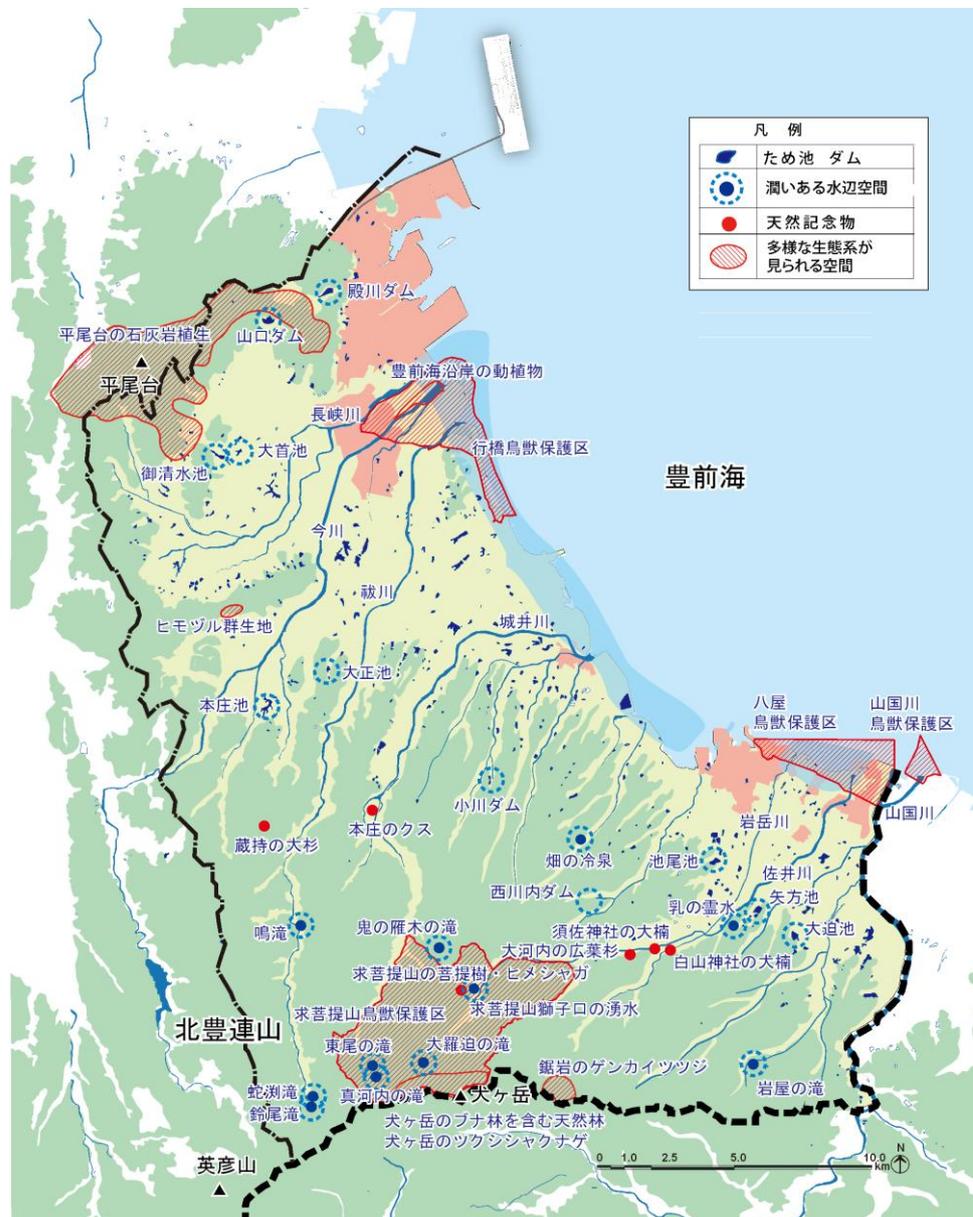


方針5 多様な生態系を育む豊かな自然景観を守り育てます

京築地域の山々には、ツクシシャクナゲやヒモツル等の群生が残り、山から流れ出る清流には、カジカガエルやホタル等の多様な動植物が生息しています。これらの多様な生態系が京築地域の自然景観を彩っています。

豊かな生態系に支えられた自然景観を守り、後世に引き継いでいくために、周辺環境と調和する景観づくりや川と水辺の環境の保全に取り組みます。

■ 守り育てる景観



方針6 豊かな恵みがもたらすなりわいの景観を守り育てます

京築地域には、山の森林、谷あいの棚田、丘陵地帯の果樹園、ため池の点在する平野や干拓地の田園、豊前海の養殖漁場等、地域独自の海の幸山の幸を育んできたなりわいの景観が広がっています。

なりわいの景観は、谷筋一面に広がる初夏の田園、果樹が実をつける秋の丘陵、朝日が昇る豊前海に浮かぶ漁船のシルエット等、四季や時間の移ろいにより多彩な景観を生み出しています。

人々の暮らしが形づくるなりわいの景観を、担い手の育成や地域住民やNPO 等との連携による棚田の保全再生や耕作放棄地の活用、特産品のブランド化等により、守り育てます。

■守り育てる景観



方針7 人々のなりわいとともにはつむる祭礼景観を守り育てます

京築地域には、人々のなりわいとともには、英彦山や求菩提山等の山々を中心に隆盛した修験道にまつわる神事、五穀豊穰や雨乞い等を祈願する神幸祭、全国にも例がない程数多く存在する神楽等の祭礼が行われています。

これらの祭礼景観を後世に引き継いでいくために、担い手の育成や地域が連携した情報発信等の取り組みを進めます。

■ 守り育てる景観



第4章 景觀形成基準

第4章 景観形成基準

1. 景観誘導の基本的考え方

京築地域には山並み、川、谷筋、平野、海といった雄大な自然が昔から変わることなく存在し、原風景を形づくる景観の基盤となっています。そうした自然の中で、歴史や文化が育まれ、人々のいとなみを通して、美しい景観が守り、引き継がれてきました。

本計画では、そのような景観を守り、育て、活かし、後世につないでいくため、京築地域の景観特性に応じて景域を設定し、景域毎に景観形成の考え方を示すとともに、建築物・工作物等の配置や形態・意匠、色彩等の景観に配慮する事項を景観形成基準として定めます。

景観形成基準は、周囲の景観に影響のある建築行為や開発行為に対し、調和のとれたまとまりある景観形成を推進するため、景域ごとに「一般基準」を定め、地域全体にわたって緩やかな景観誘導を行います。また、地域内外をつなぐ主要な幹線道路沿いについては、一般基準に上乗せする「特定基準」を定め、連続する景観の保全・形成を図ります。

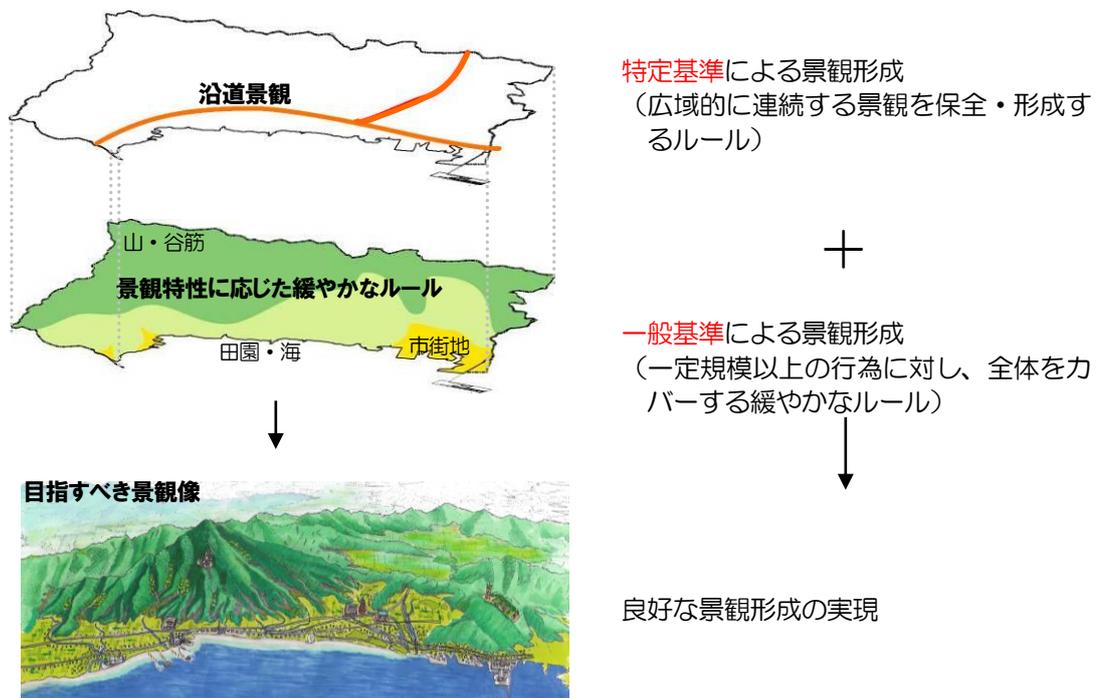
この2つの基準を柱に、広域的なまとまりやつながりが感じられる景観形成を進めていくことを目指します。

一般基準：同じような景観特性をもつ「景域」に区分された領域ごとに定める基準です。

面的に定めた景観誘導により、地域全体の景観の向上を図ります。

特定基準：広域的に連続する景観を保全・形成するため、一般基準に加え、特徴を活かした良好な景観を誘導していくために定める基準です。

また、歴史や風土に根ざした良好な景観が継承されている地区、地域の顔となる重要な景観を有する地区等広域景観を守り育てていく上で重要な地区を景観形成重点地区として指定し、建築物・工作物等に対してよりきめ細かな基準を定め、街並みの景観の向上を図ります。



2. 届出対象行為

本計画の対象区域内において、下表に掲げる行為を行う場合は、「景観法」及び「福岡県美しいまちづくり条例」に基づき、県知事に届出が必要となります。

■届出が必要な行為と対象規模

届出が必要な行為	対象規模
(1) 建築物の建築等	
新築、増築、改築若しくは移転	建築物の行為に係る部分の延床面積が 1,000 m ² 以上（「店舗等」*1は 500 m ² 以上）又は高さが 10m以上のもの
外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	建築物の延床面積が 1,000 m ² 以上（「店舗等」*1は 500 m ² 以上）又は高さが 10m以上のもののうち、外観変更に係る見付面積の合計が全体見付面積の 1/2 以上のもの
(2) 工作物*2の建設等	
新築、増築、改築若しくは移転	行為に係る工作物の高さが 10m 以上のもの
外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	工作物の高さが 10m 以上のもののうち、外観変更に係る見付面積の合計が全体の見付面積の 1/2 以上のもの
(3) 都市計画法に基づく開発行為	行為に係る土地の面積の合計が 3,000 m ² 以上のもの
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	行為に係る土地の面積の合計が 3,000 m ² 以上のもの
(5) 外観照明 夜間において一定の期間継続して建築物その他の工作物の外観について行う照明	<ul style="list-style-type: none"> 延床面積が 1,000 m²以上（「店舗等」*1は 500 m²以上）又は高さが 10m以上の建築物の外観について行う照明 工作物*2で高さが 10m 以上のものの外観について行う照明

■景観形成重点地区 ※上の表の（3）（4）（5）についても届出が必要となります。

届出が必要な行為	対象規模
(1) 建築物の建築等	全て
(2) 工作物*2の建設等	
新築、増築、改築若しくは移転	行為に係る工作物の高さが 10m 以上のもの
外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	工作物の高さが 10m 以上のもののうち、外観変更に係る見付面積の合計が全体の見付面積の 1/2 以上のもの

*1 「店舗等」とは、店舗、飲食店、展示場、遊技場、劇場、映画館、演芸場又は観覧場をいう。

*2 対象となる「工作物」は次に挙げるもの。

- ・煙突、鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ及び物見塔
- ・製造施設、貯蔵施設、遊戯施設及び自動車車庫

■届出等の対象外となる行為

- 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為（景観法施行令第8条で定めるもの）
 - ・地下に設ける建築物又は工作物、仮設の工作物、法令等による義務の履行として行う行為等
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 景観重要公共施設の整備として行う行為
- 福岡県屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は設置
- 文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区で行う行為

3. 景域の設定

(1) 景観の捉え方

京築地域は豊かな景観を色濃く残す地域です。それは太古から今日へと受け継がれてきた地形や自然を基に歴史や文化、なりわいといったものが長い時間を経て積み重なり、そこに人々のいとなみが加わることで形成されてきたものであり、それを今、私達が京築地域の特徴的な景観として見ることができます。

山間部

山の景観

山の景観は、北部の平尾台から竜ヶ鼻、障子ヶ岳への山並み、南部の蔵持山、犬ヶ岳へと連なる山並みなど、京築地域の広域的な景観の背景となる自然景観です。また、林業や棚田等のなりわいや、修験の文化を伝える遺跡も点在しており、地域の生活文化を伝える景観でもあります。

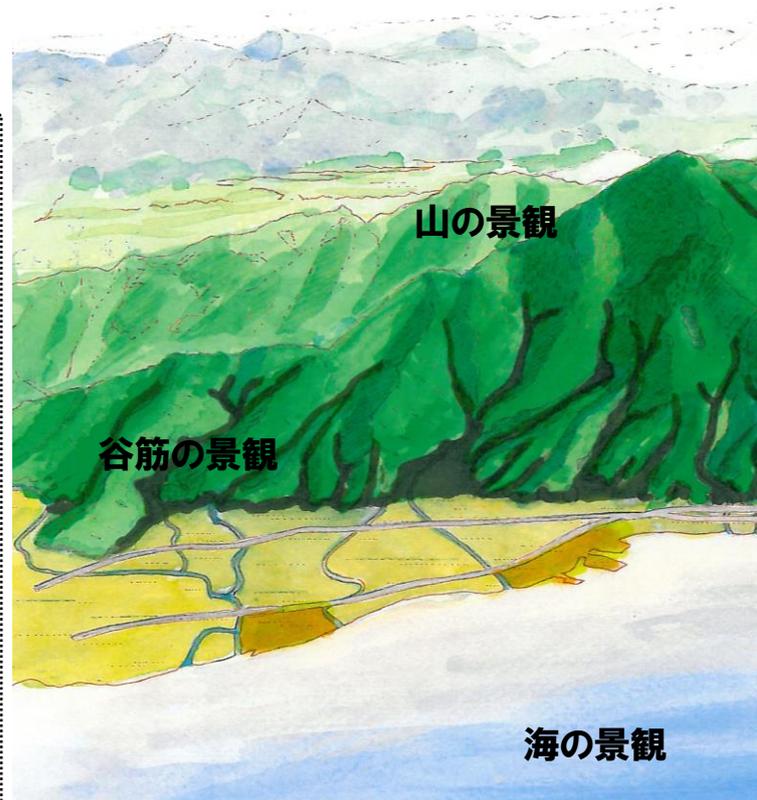
こうした山の景観は、自然景観の保全、担い手の育成や農業施策との連携によるなりわい景観の保全・継承、修験文化を伝える歴史的な景観の保全が重要となります。



谷筋の景観

谷筋の景観は、京都平野や中津平野の背景として連なる山並みから流れる川でつくられる谷筋の地形と伝統的な佇まいを見せる山村集落や棚田等の農地が一体となり、地域のいとなみを伝える文化的な景観となっています。

こうした谷筋の景観は、山の景観と一体となった斜面緑地の自然景観の保全、切妻や入母屋の勾配屋根を有する伝統的家屋の集落景観の保全、担い手の育成や農業施策との連携によるなりわい景観の保全・継承、神楽等の祭礼文化を伝える文化的な景観の保全・継承が重要となります。



平野部

田園の景観

田園の景観は、山並みと豊前海に挟まれた、農村集落と水田、果樹園等の農耕地等が一体となり、地域のいとなみを伝える景観となっています。

こうした田園の景観は、水田などのなりわい景観の保全、切妻や入母屋の勾配屋根を有する伝統的家屋や社寺林等の集落景観の保全、周囲の田園景観と調和する幹線道路沿道の景観誘導が重要となります。





みちの景観

京築地域の内外をつなぐ主要な幹線道路の沿道景観は、市街地から田園へと移り変わる景観を見ることができ、地域の個性や魅力を印象づける景観となります。

こうしたみちの景観は、建築物等の景観誘導や緑化等による連続した良好な沿道景観の確保、周囲や背景の自然や田園景観との調和が重要となります。



海の景観

豊前海に面する海際の景観は、豊前海と漁村集落が一体となり、海のいとなみを伝える景観となっています。

遠浅の豊前海、海際の松林、養殖や漁船等の漁業の風景が特徴的な景観を形成しています。

こうした海の景観は、砂浜や松林の保全、なりわい景観の保全、切妻や入母屋の勾配屋根を有する伝統的家屋の集落景観の保全が重要となります。



市街地の景観

住宅や商業施設、工場が立地する市街地の景観は、まちの中心的な役割を担う景観です。

こうした市街地の景観は沿道景観の誘導、周囲との調和に配慮したまとまりのある街並みの形成、街路樹等による緑豊かな生活環境の確保、活力とゆとりを感じさせる工業地景観の創出が重要となります。



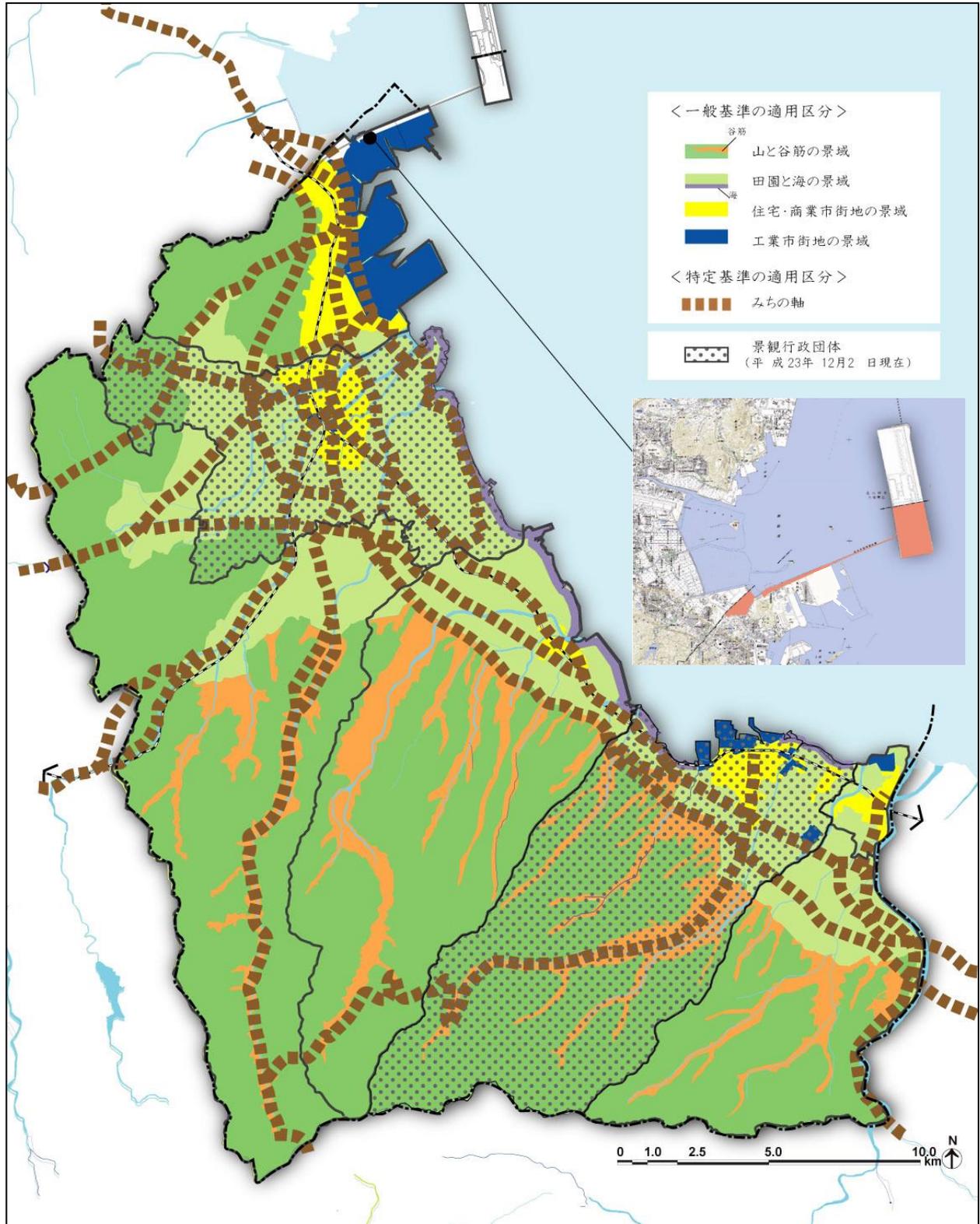
(2) 景域・軸の設定

京築地域に見られる6つの景観を同じような景観特性や景観形成の方針を有する領域ごとに区分して景域・軸を設定します。

■ 6つの景観と景域・軸の設定

6つの景観		景域・軸	景観形成方針
山の景観	豊かな自然環境を有する山並みと周囲の自然環境と調和した集落地で構成	山と谷筋の景域 山、谷筋の集落地	<ul style="list-style-type: none"> 自然景観の保全、継承 山並みや谷筋と一体となった集落地景観の保全、継承
谷筋の景観			
田園の景観	平野部に広がる良好な田園と豊前海で構成	田園と海の景域 丘陵部、平野部、海浜部の田園及び集落地	<ul style="list-style-type: none"> 海、山並みを背景とする田園景観の保全、継承 集落地景観の保全、継承 砂浜、松林等の海浜景観の保全、継承
海の景観			
市街地の景観	戸建住宅や中高層の共同住宅、幹線道路沿道に立地する商業施設等で構成	住宅・商業市街地の景域 平野部の市街地 ・ 苅田町市街地 ・ 吉富町市街地 ・ 築上町市街地	<ul style="list-style-type: none"> まとまりや潤いのある住宅市街地の形成 賑わいの感じられる商業市街地の形成
	大規模な工業施設で構成		
みちの景観	地域内外をつなぐ主な幹線道路	みちの軸 ※対象区域は、以下に示す道路の道路境界線から30mの範囲となります。 一般国道10号、一般国道201号、一般国道496号、東九州自動車道、椎田道路、主要地方道豊前万田線、主要地方道吉富本耶馬溪線、主要地方道門司行橋線、主要地方道犀川豊前線、主要地方道行橋添田線、主要地方道椎田勝山線、主要地方道苅田採銅所線	<ul style="list-style-type: none"> 連続性の感じられる良好な沿道景観の形成

■景域図



4. 景域ごとの景観形成（景観形成方針と景観形成基準）

（1）山と谷筋の景域

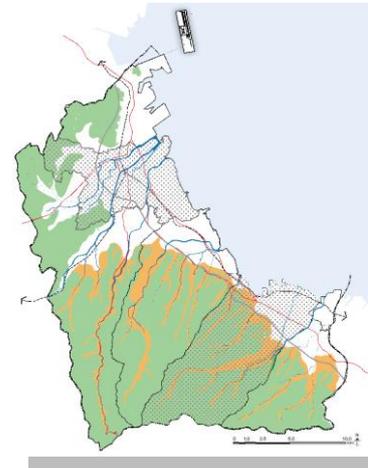
①景観形成方針

<原風景を形づくる良好な自然景観、生活文化を伝える集落地景観の保全・継承>

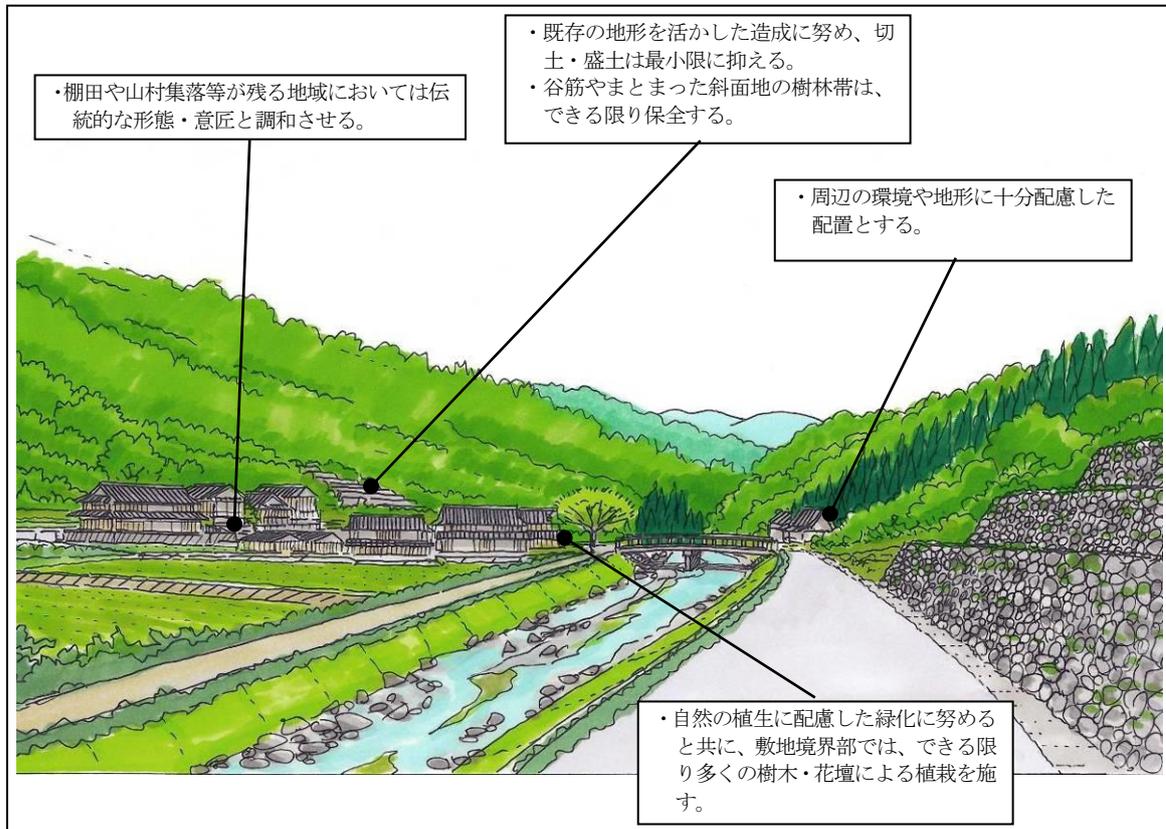
山と谷筋の景域は、地域の特徴的な自然景観を有し、清流と呼ばれる河川の恵みによって、豊かな自然環境やなりわいが育まれ、広大な田園から常に背景の緑としてみられる景域です。そのため、山や谷筋の緑や河川などの良好な自然環境の保全を図ります。

また、谷筋の地形と棚田や山村集落が一体となった景観は、人々の暮らしやいとなみとともに形づくられてきた地域固有の生活文化を伝える景観として、周辺との調和や保全を図ります。

開発等の際には豊かな自然景観に与える影響が最小限となるよう配慮を求め、既存の樹林をできる限り保全し、地形を活かしたものとなるよう誘導します。



<景観形成のイメージ>



②景観形成基準

山と谷筋の景域		景観形成基準
建築物・工作物	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の環境や地形に十分配慮した配置とする。 ・棚田や谷筋沿いの自然景観を阻害しない配置とする。
	形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・棚田や山村集落等が残る地域においては、地域の基調となっている伝統的な形態・意匠と調和させる。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。 ・色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色とし、背景の緑と調和するよう配慮する。
	外構・緑化等	<ul style="list-style-type: none"> ・自然の植生に配慮した緑化に努めると共に、敷地境界部では、できる限り多くの樹木・花壇による植栽を施す。
開発行為・土地の形質の変更等	周辺への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境、植生、貴重な動植物の生態系に配慮する。
	造成等	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。 ・面的な一団の開発等に伴う法面、擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。
	既存樹木・樹林等の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・谷筋やまとまった斜面地の樹林帯は、できる限り保全する。
外観照明		<ul style="list-style-type: none"> ・良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。 ・点滅照明は設置しない。 ・派手な照明器具は設置しない。

(2) 田園と海の景域

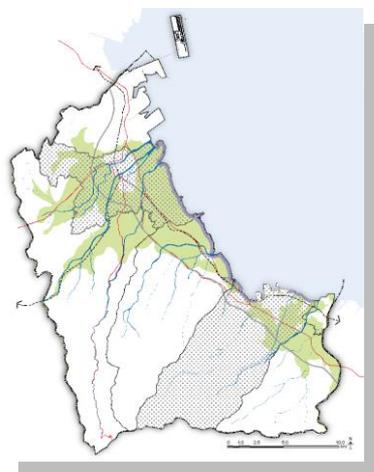
① 景観形成方針

<自然、田園、集落地、海が一体となったなりわい景観の保全・継承>

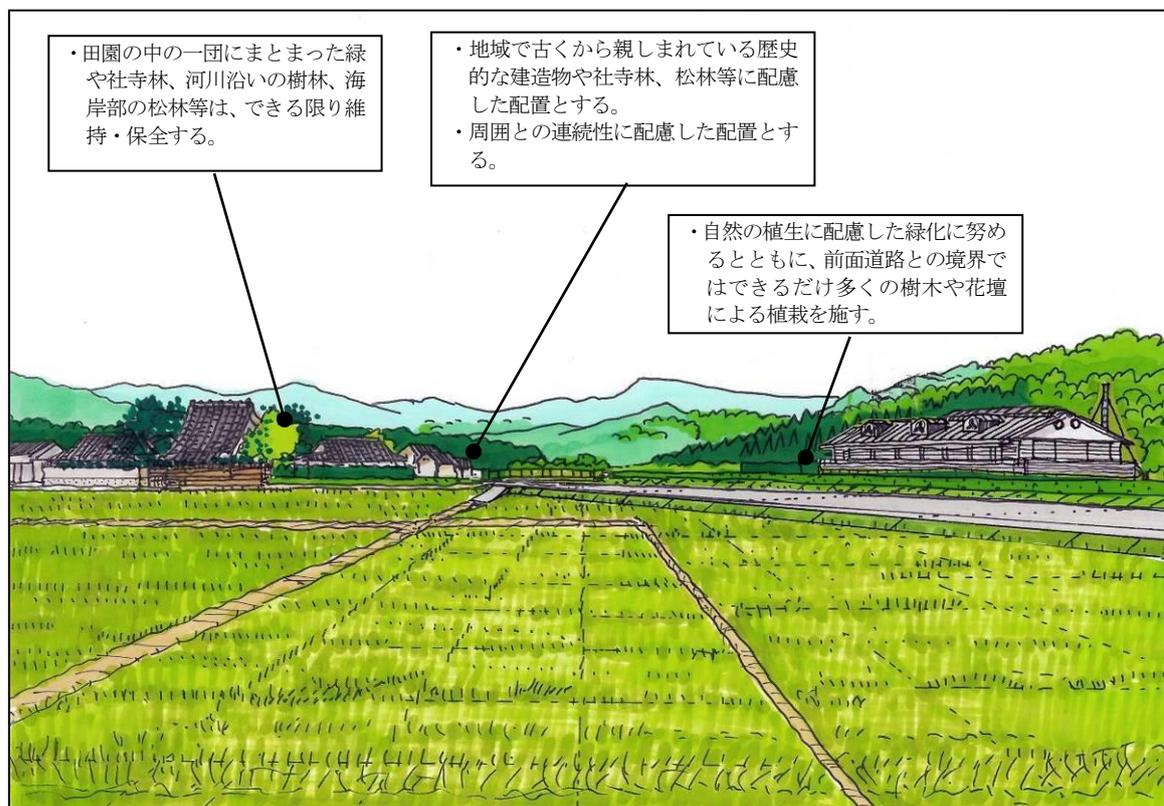
田園と海の景域は、谷筋を抜け、海に向かって開けた丘陵部と平野部に果樹園や水田、農漁村集落等のなりわいの景観が広がる景域です。地域にとって重要な景観要素である良好な田園や果樹園のなりわい環境を保全するとともに、屋敷林や社寺林などの緑に囲まれた低層の集落地は、まとまりある田園景観として周辺との調和・保全を図ります。

低層の漁村集落や松林からなる海浜部の景観は、豊前海と人々のいとなみを感じさせる景観として適切な保全を図ります。

開発等に対しては、今ある田園と海の景観に与える影響を最小限に抑えるよう配慮を求め、山から海にかけての眺望を確保するとともに、自然、田園、集落地、海が一体となったなりわい景観と調和したものとなるよう誘導します。



<景観形成のイメージ>



②景観形成基準

田園と海の景域		景観形成基準	
建築物・ 工作物	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林、松林等に配慮した配置とする。 ・周囲との連続性に配慮した配置とする。 	
	形態・ 意匠・ 色彩	周辺との調和	<ul style="list-style-type: none"> ・農漁村集落では周辺の景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。
		圧迫感の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な建築物等では、長大な壁面になることは避け、分節化するなど、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。
	設備類	<ul style="list-style-type: none"> ・建築設備類を設置する場合は、建築物等の裏側へ配線するなど、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合は、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。 	
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。 ・色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色とする。 	
外構・緑化等		<ul style="list-style-type: none"> ・自然の植生に配慮した緑化に努めるとともに、前面道路との境界ではできるだけ多くの樹木や花壇による植栽を施す。 	
開発行為・ 土地の形質の変更等	造成等	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。 ・面的な一団の開発等に伴う法面、擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。 	
	既存樹木・ 樹林等の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・田園の中の一団にまとまった緑や社寺林、河川沿いの樹林、海岸部の松林等は、できる限り維持・保全する。 	
外観照明		<ul style="list-style-type: none"> ・良好な夜間景観を阻害しないよう必要最小限の明るさとする。 ・点滅照明は、設置しない。 ・派手な照明器具は設置しない。 	

(3) 住宅・商業市街地の景域

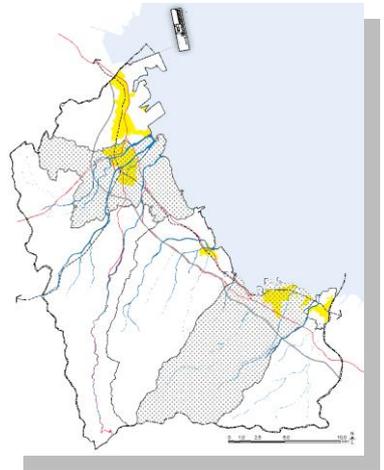
① 景観形成方針

<まとまりや賑わい・潤いの感じられる住宅・商業市街地景観の形成>

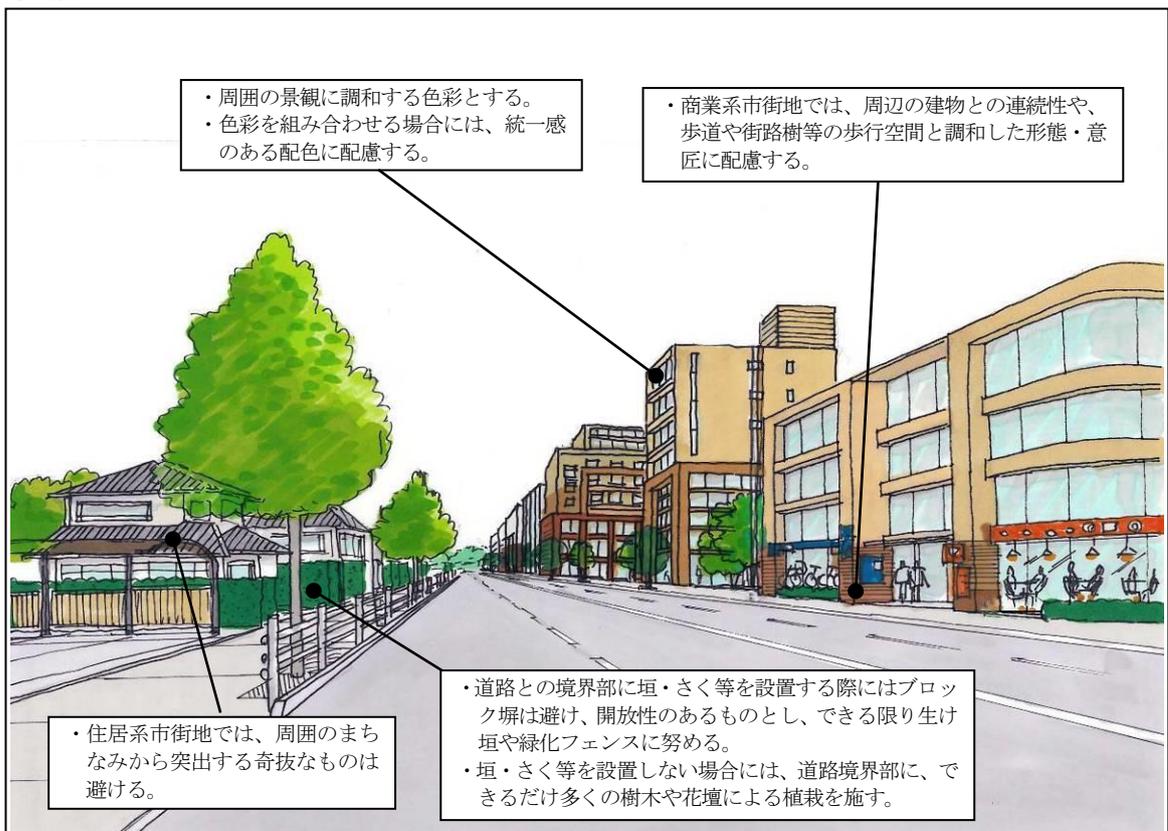
住宅・商業市街地の景域は、それぞれのまちの中心的な役割を担うため、活力や賑わいをつくりだす景域です。恵まれた自然と調和した市街地を形成することにより、生活環境の向上にもつながることから全体として調和のとれたまとまりある市街地景観の形成を誘導します。

住宅市街地では、周囲の街並みに調和した形態・意匠への配慮を求めます。

まちの活気や賑わいを創出する商業市街地では、魅力あるまちの中心部の形成を目指し、周辺の建築物との連続性や街路樹等による歩行空間との一体性を図り、潤いある景観を形成するよう誘導します。



<景観形成のイメージ>



②景観形成基準

住宅・商業市街地の景域		景観形成基準
建築物・工作物	配 置	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲との連続性に配慮した配置に努める。
	形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・住居系市街地では、周囲のまちなみから突出する奇抜なものは避ける。 ・商業系市街地では、周囲の建物との連続性や、歩道や街路樹等の歩行空間と調和した形態・意匠に配慮する。
	圧迫感の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な建築物等では、長大な壁面になることは避け、分節化するなど、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。
	設備類	<ul style="list-style-type: none"> ・建築設備類を設置する場合は、建築物等の裏側へ配線するなど、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合は、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。 ・色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色に配慮する。
外構・緑化等		<ul style="list-style-type: none"> ・道路との境界部に垣・さく等を設置する際にはブロック塀は避け、開放性のあるものとし、できる限り生け垣や緑化フェンスに努める。垣・さく等を設置しない場合には、道路境界部に、できるだけ多くの樹木や花壇による植栽を施す。

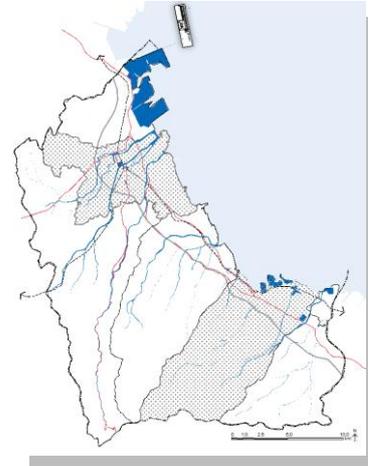
(4) 工業市街地の景域

① 景観形成方針

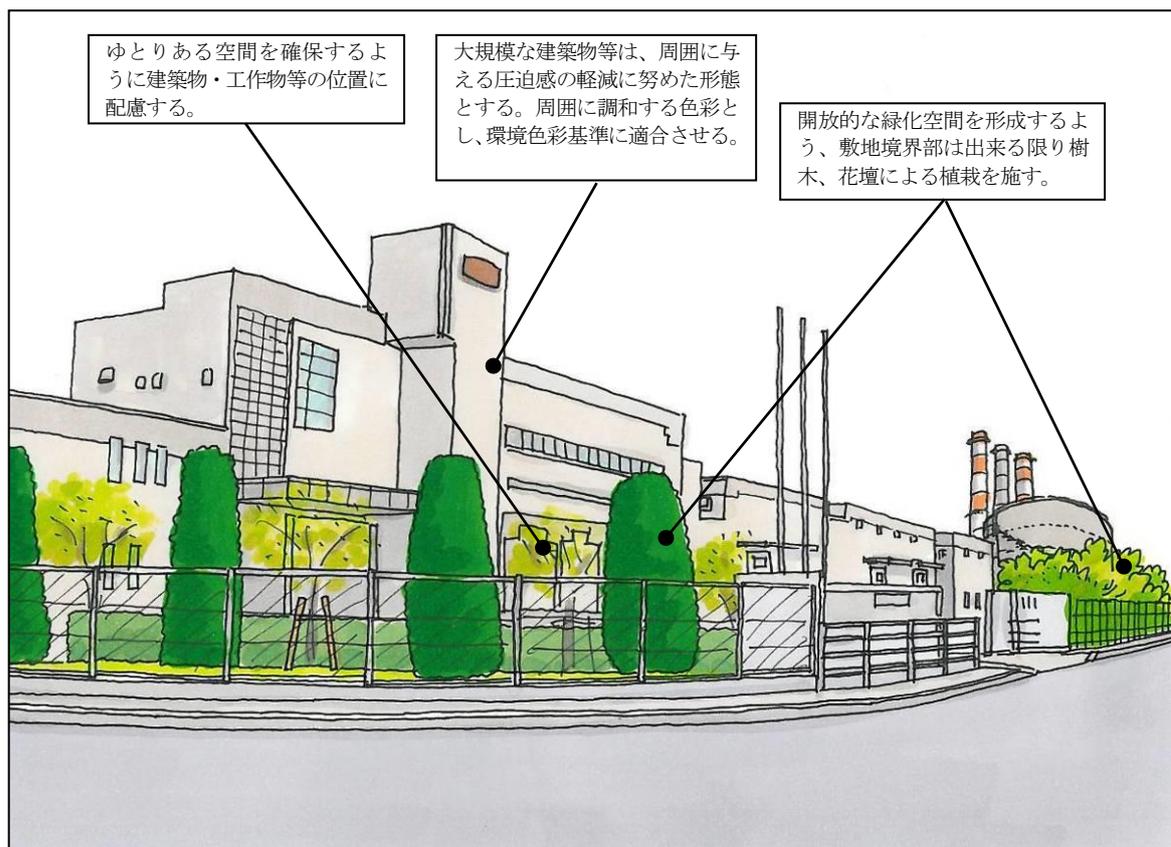
<産業の活力が感じられる工業市街地景観の形成>

工業市街地の景域は、工場ならではの独特の雰囲気と、新たな地域の産業としての活力を感じさせる景域です。周辺の景観に大きく影響を与えるボリューム感のある建築物が建ち並ぶため、周囲への圧迫感の軽減とゆとりある空間の確保を図ります。

画一的な建物となりがちな工業地では、活力を保持するとともに、雑多な印象を与えないよう、緑等による開放的な空間の形成を図ります。



<景観形成のイメージ>



②景観形成基準

工業市街地の景域		景観形成基準
建築物・工作物	配置	・ゆとりある空間を確保するように建築物・工作物等の位置に配慮する。
	形態・意匠・色彩	・大規模な建築物等は、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。
	色彩	・周囲に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。
	外構	・開放的な緑化空間を形成するよう、敷地境界部は出来る限り樹木、花壇による植栽を施す。

(5) みちの軸【特定基準】

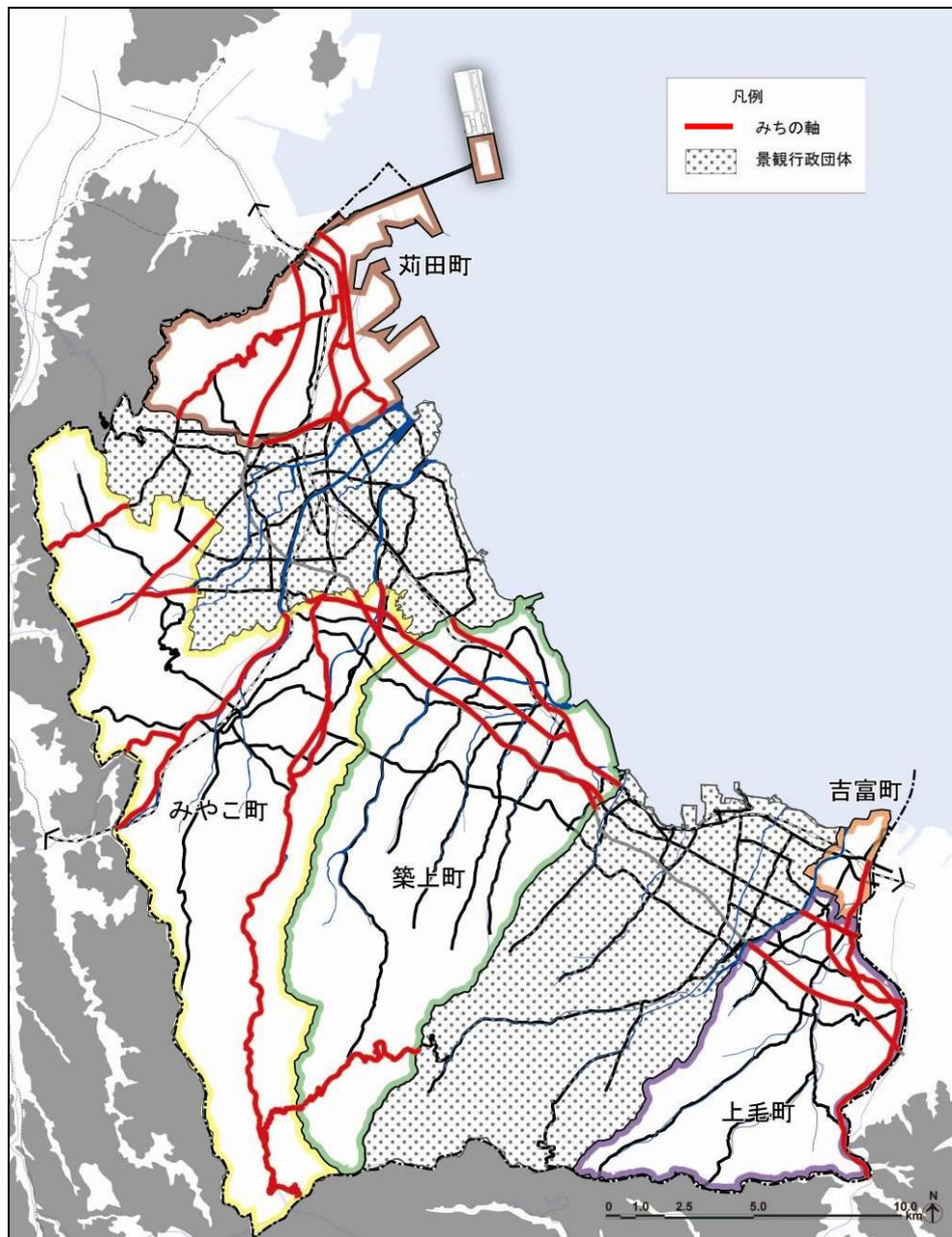
① 景観形成方針

みちの軸は、地域内外をつなぐ主要な幹線道路として地域を訪れる人々に、京築地域を印象づける重要な要素です。

山間の谷筋部・田園部・市街地等の沿道の特性に調和するとともに、通りとしての連続性やまとまりのある景観を形成するため、沿道の建築物や工作物等の緑化等に配慮します。

また、連続する沿道景観として道路からの見え方に配慮し、快適で潤いある沿道景観の創出を図ります。

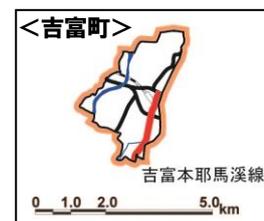
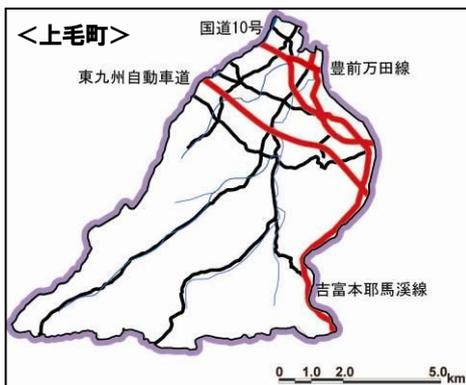
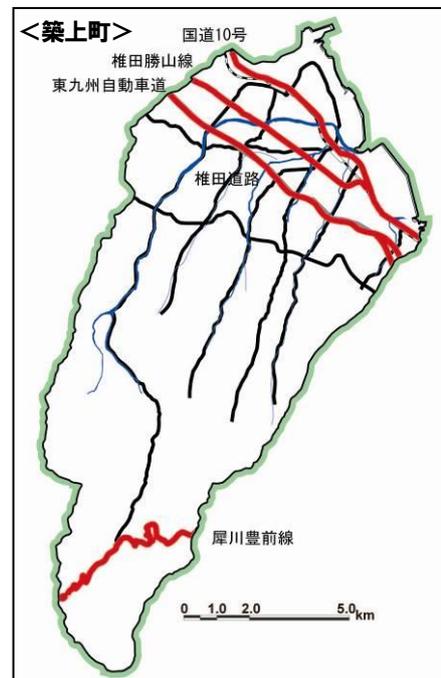
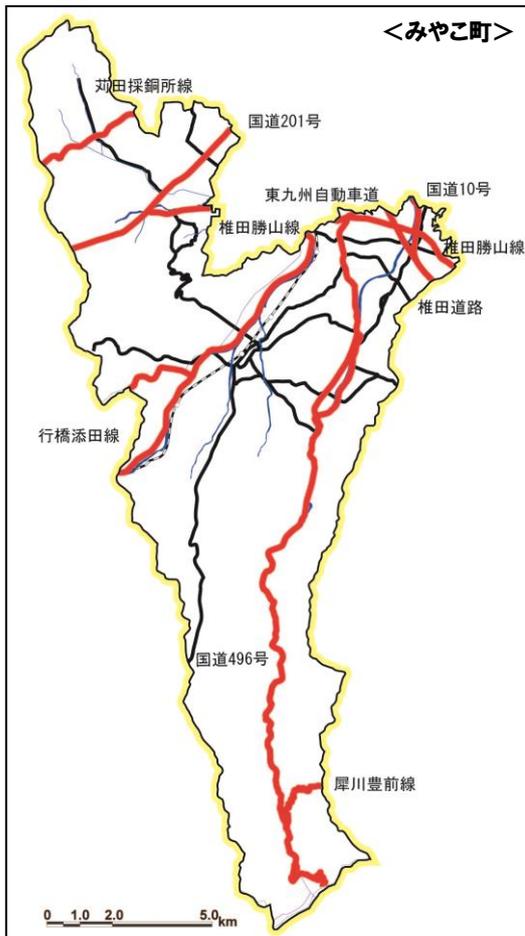
■ 位置図



<対象区域>

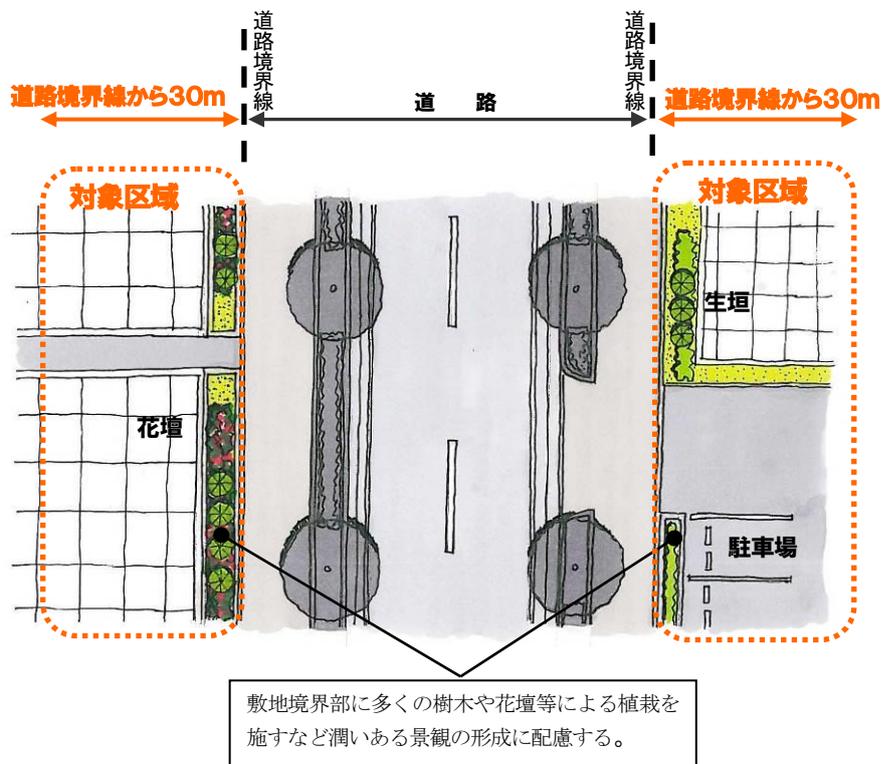
対象区域は、以下に示す道路の道路境界線から 30mの範囲となります。

一般国道 10 号、一般国道 201 号、一般国道 496 号、東九州自動車道、椎田道路、主要地方道豊前万田線、主要地方道吉富本耶馬溪線、主要地方道門司行橋線、主要地方道犀川豊前線、主要地方道行橋添田線、主要地方道椎田勝山線、主要地方道苅田採銅所線

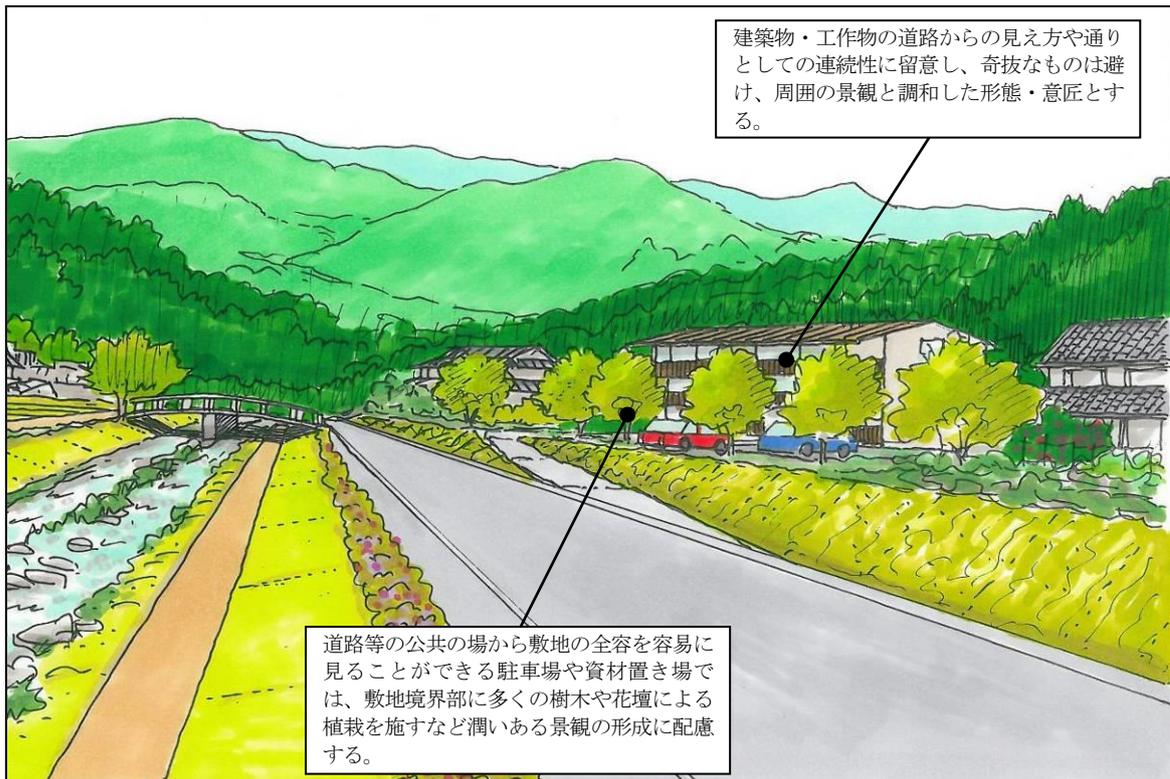


②景観形成基準

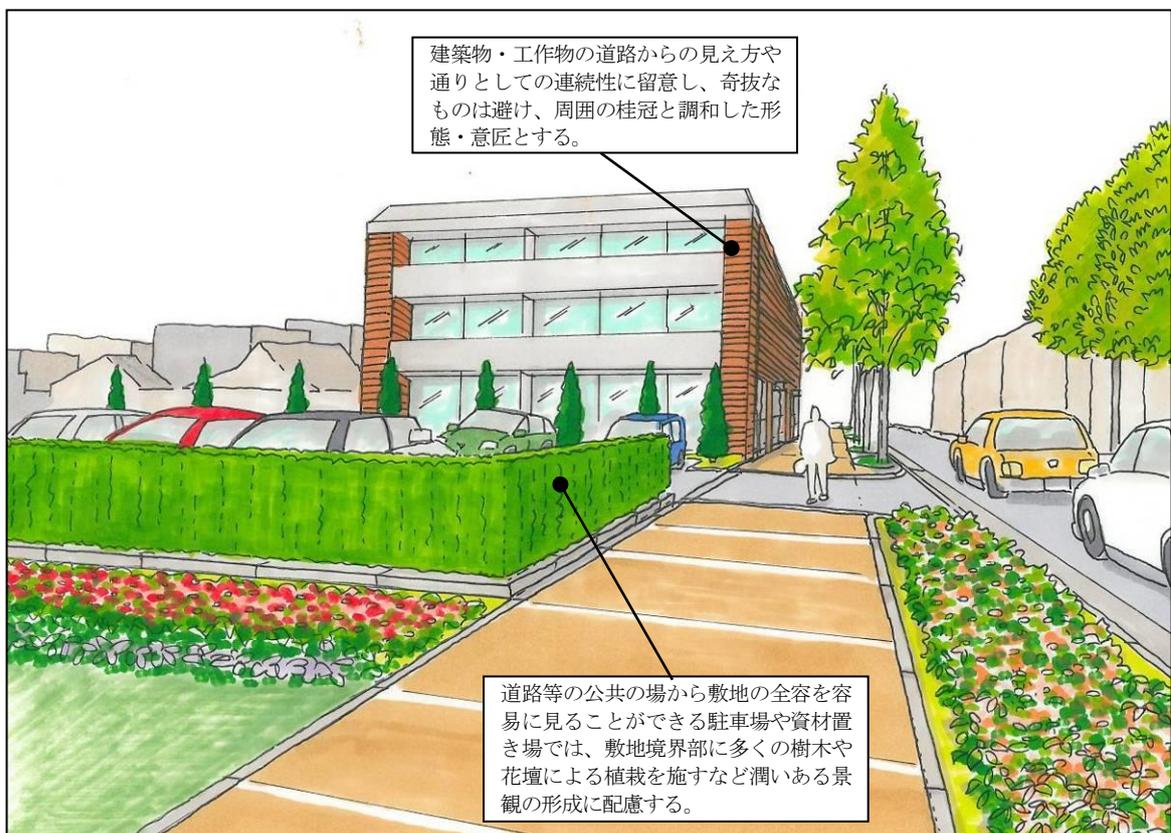
みちの軸		景観形成基準	
建築物・工作物	形態・意匠	連続性への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 建築物・工作物の道路からの見え方や通りとしての連続性に留意し、奇抜なものは避け、周囲の景観と調和した形態・意匠とする。
開発行為、土地の形質の変更等	緑化		<ul style="list-style-type: none"> 道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができる駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花壇による植栽を施すなど潤いある景観の形成に配慮する。



■みちの軸（谷筋部・田園部）



■みちの軸（市街地）



(6) 環境色彩基準

①基本的な考え方

行為の場所の景観特性に十分配慮し、周辺の建築物や自然環境と調和する色彩とします。原色の色彩や高彩度の色彩は避け、川辺や樹木の緑、土や石などの自然の色と馴染みやすい色彩を基本とします。群としての統一感のある地区においては、その統一感の中で行われる個性創出のための色彩表現（アクセントカラー）は認めます。

②環境色彩基準

1) 建築物

※日本工業規格（JIS）に採用されているマンセル表色系による。

景域	部位	色相	明度	彩度
山と谷筋	外壁基調色	7.5R~2.5Y	7.5 以下	4.0 以下
		無彩色	7.5 以下	—
		上記以外の色相	7.5 以下	2.0 以下
	屋根	2.5GY~7.5BG	7.5 以下	4.0 以下
		無彩色	7.5 以下	—
		上記以外の色相	5.0 以下	2.0 以下
田園と海	外壁基調色	有彩色	—	4.0 以下
		無彩色	—	—
	屋根	有彩色	7.5 以下	4.0 以下
		無彩色	7.5 以下	—
住宅・商業市街地、工業市街地	外壁基調色	有彩色	—	6.0 以下
		無彩色	—	—
	屋根	有彩色	—	4.0 以下
		無彩色	—	—

※外壁各面の4/5は、基調色の基準に適合した色彩とする。

2) 工作物

※日本工業規格（JIS）に採用されているマンセル表色系による。

景域	色相	明度	彩度
山と谷筋	全て	7.5 以下	4.0 以下
田園と海、住宅・商業市街地、工業市街地	全て	—	4.0 以下

③適用除外

環境色彩基準は、以下の行為については適用除外とする。

- 計画的に開発される区域において、地域の特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合。
- 自然石や土・木材など地域固有の自然素材や伝統的素材（瓦等）が使用される場合。
- 橋梁等で地域住民から親しまれ、地域イメージの核となっており、地域のランドマークとしての役割を果たしているもの。
- 工作物について他の法令等で色彩が定められているもの。
- 地域の拠点となる公共施設で、公開審査等を経て、周辺の環境と調和がとれたデザインと認められたもの。

◆マンセル表色系とは

一般的に色彩は、赤や青、黄などの色名で表しますが、色名の捉え方には個人差があり、ひとつの色を正確かつ客観的に表すことはできません。

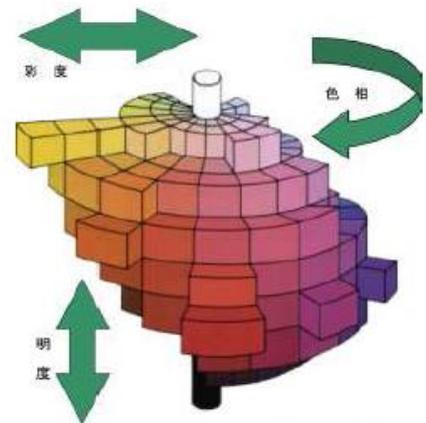
このため、京築広域景観計画では、JIS（日本工業規格）などにも採用されている国際的な色彩の尺度である「マンセル表色系」を採用しています。

「マンセル表色系」では、色彩を「色相」「明度」「彩度」の3つの尺度を組み合わせることで表します。

●色相は、いろあいを表します。10種の基本色、赤（R）、橙（YR）、黄（Y）、黄緑（GY）、緑（G）、青緑（BG）、青（B）、青紫（PB）、紫（P）、赤紫（RP）を表し、さらにそれを10等分します。10色相のアルファベットとそれぞれの段階の数字によって、5R や5Y などのように表記します。

●明度は、明るさの度合いを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり、10に近くなります。

●彩度は、鮮やかさの度合いを数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、鮮やかな色ほど数値が大きくなります。また、黒、グレー、白などの無彩色の彩度はNで表します。



(参考1) マンセル色立体

●マンセル値

色彩の3属性を組み合わせることで表記する記号で、下記のように読みます。

5YR

5ワイアール
(色相)

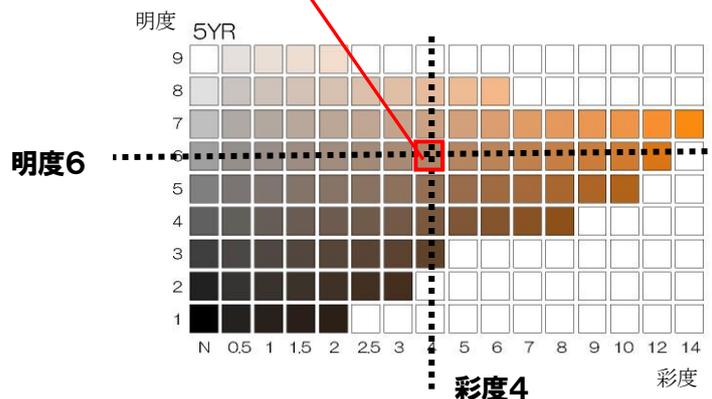
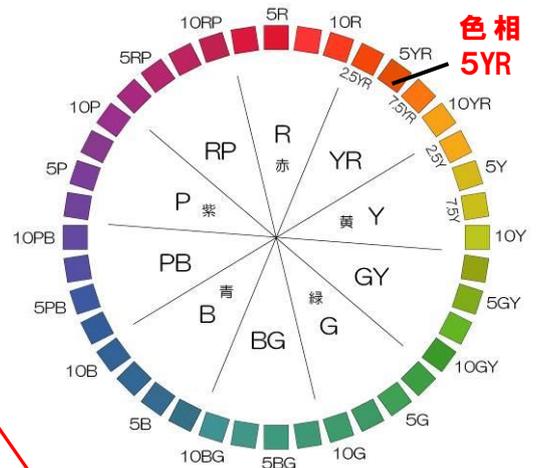
6

6
(明度)

/

4

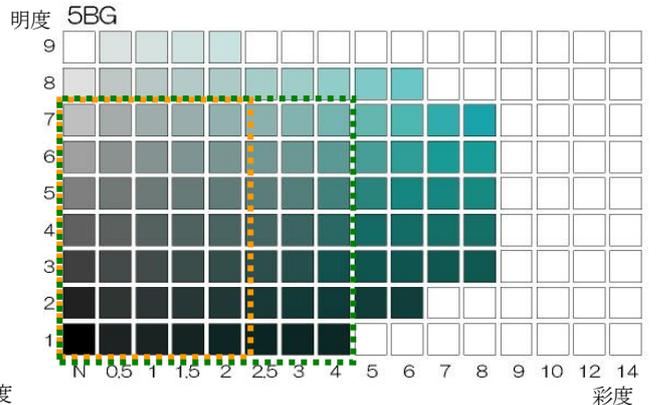
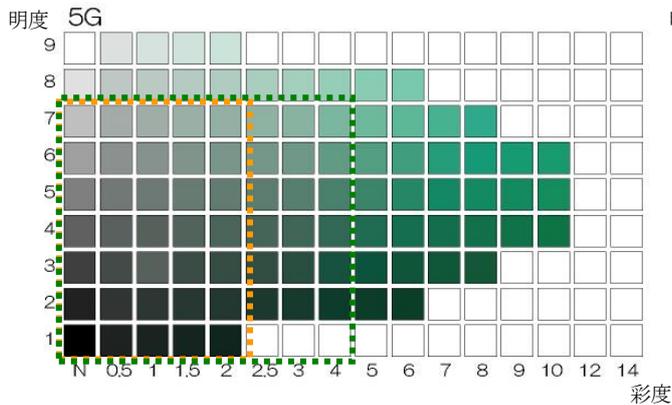
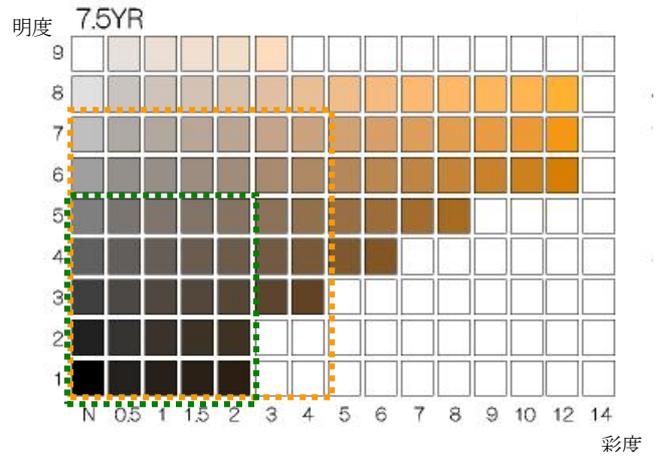
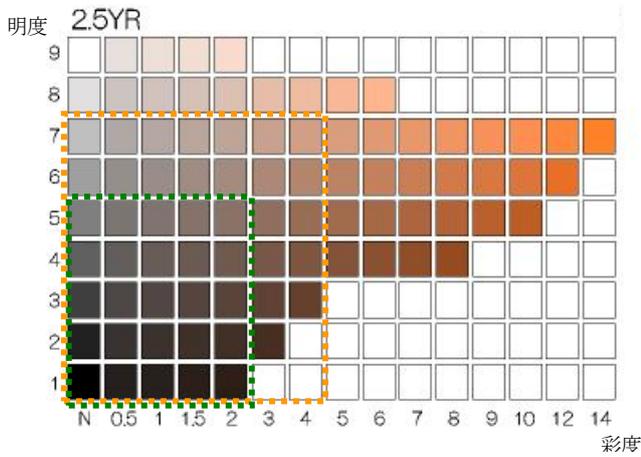
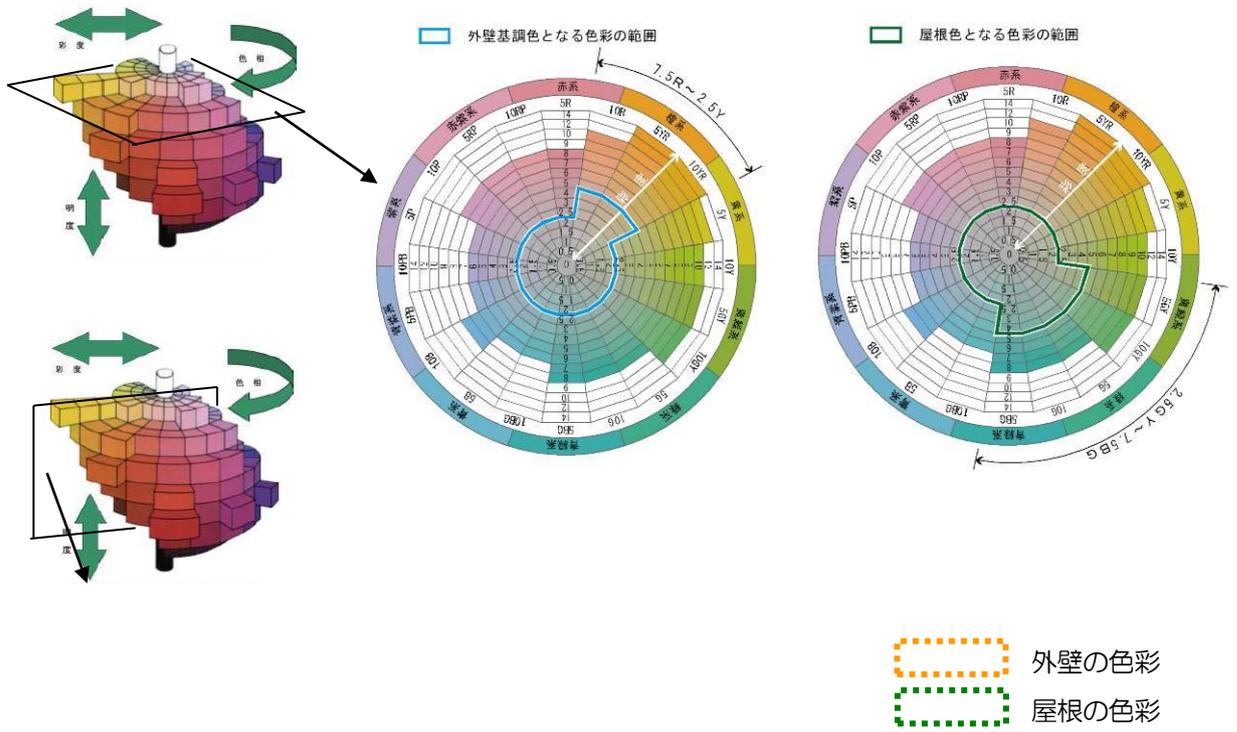
4
(彩度)



参考：建築物の色彩基準のイメージ

<山と谷筋の景域>

※ここで使用している色相は、明度7を基準としている。



5. 景観形成重点地区

景観形成重点地区は、重点的に良好な景観形成を図ることが望ましい地区です。

北九州空港周辺は、周囲の山々の緑、身近に広がる田園、見渡せる空、周防灘といった豊かな自然の中に、北九州空港をはじめ、新しい街並みが形成されています。そして、訪れる観光客やビジネスマンが最初に九州を感じる場所でもあり、空港を利用して帰ってきた人々が九州に帰ってきたことを実感する場所でもあります。そのため、周辺の美しい自然景観と調和し、訪れる人、旅立つ人、帰ってくる人に心地よい印象を与える、北九州・京築地域の新しい玄関口にふさわしい景観づくりが重要となります。そこで、北九州空港周辺地区を景観形成重点地区と定め、もてなしの景観づくりを目標に良好なまちなみの形成を進めます。

<目標> 新しい玄関口にふさわしいもてなしの景観づくり

方針1

海・山・田園・空への広がりを感じる開放感のある空間づくり

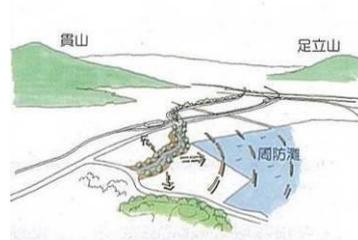
遠くの山並みと、開放的な田園風景、周防灘への眺望を活かし、訪れた人が九州を体験できる空間、帰ってきた人がふるさとの風景を楽しめる空間とします。



方針2

周辺の風景と調和し、すっきりとしたまとまりのあるまちなみづくり

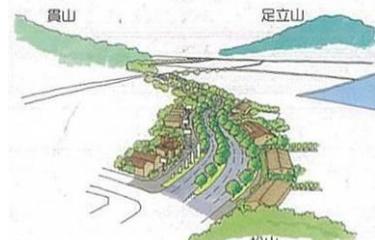
周辺の山々のスカイラインや身近な緑などの周辺環境と調和し、緑あふれるすっきりとまとまりのあるまちなみとします。



方針3

新しい玄関口として印象に残る、落ち着いた景観づくり

沿道に立地する建物等の一つ一つの質を高め、落ち着いた印象に残る景観とします。



<範囲>

○県道新北九州空港線の空港I.C入口交差点から連絡橋まで

- ・新北九州空港道路沿いの苅田町臨空産業団地の地区計画の区域
- ・新北九州空港道路沿いの工業専用地域：道路端から約50mの範囲
- ・連絡橋及び新北九州空港島の苅田町側

■景観形成のイメージ



■景観形成基準

景観形成基準	
建築物等の配置・高さ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物等は広がりを感じられるように、できるだけ道路から後退して配置するように努める。 2. 建築物等の高さは、周辺環境や周囲の建築物と調和し、広がりを感じられるような高さとなるように努める。
建築物等の色彩・素材等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物等の色彩は落ち着きがあり、周辺環境と調和するように努める。 2. 建築物等には、耐久性に優れ、汚れづらい素材を用いるなど、美しさを感じられるように努める。 3. 倉庫や工場などの大規模な建築物の壁面等は、色彩や形態に配慮し、周辺環境と調和するように努める。
建築設備等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築設備や屋外に設置される室外機等は、建物との一体化や周辺から見えないように努める。 2. 自動販売機は門司行橋線、新北九州空港線に面して設置しないように努める。
緑化等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 敷地の道路や隣地との境界部分は、潤いを感じられるように、樹木や花などの緑化に努める。 2. 駐車場や資材置き場等は樹木等により、道路から見えないように努める。

■環境色彩基準

	部位	色相	明度	彩度
建築物	外壁基調色	有彩色	—	6.0 以下
		無彩色	—	—
	屋根	有彩色	—	4.0 以下
		無彩色	—	—
工作物		全て	—	4.0 以下

第5章 協働して守り育てる景観の保全・整備

第5章 協働して守り育てる景観の保全・整備

1. 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定方針

京築地域には、『京築広域景観テーマ協定』において示されているとおり、地域の景観を特徴づける多様な景観資源が分布しており、地域の人々に大切に保全されています。

そこで、これらを地域の景観を語る上で重要な景観資源として適切に保全し、後世に引き継いでいくため、以下の方針に基づき、景観法に基づく景観重要建造物又は景観重要樹木の指定を行います。

<指定の方針>

京築地域の歴史、文化、自然等から見て、地域固有の歴史を語る建造物や樹木、伝統的工法を今に伝える建造物、祭礼行事や伝統文化等地域の歴史や生活文化を今に伝え、人々に親しまれている建造物・樹木などが数多く存在しています。

このような、地域の景観を語る上で重要な建造物や樹木について、以下の①～③のいずれかに該当するものについて、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定を行います。

- ①地域の歴史、文化、自然等とともにある景観を特徴づけているもの
- ②地域の歴史や生活文化を今に伝える景観上の価値を有するもの
- ③長い時間をかけて地域住民が大切に保全に取り組み、活用されているもの

2. 広域的な景観形成に重要な公共施設(景観重要公共施設)

(1) 指定の方針

道路、河川等の公共施設は、京築地域の内外を問わず多くの人々が利用する空間であるとともに、地域の景観に対して与える影響も大きい施設です。そのため、京築地域にある公共施設のうち、次のような広域的かつ重要な施設については、景観法に基づく「景観重要公共施設」として指定し、周辺の土地利用や景観との調和を図り、施設周辺を含めた良好な景観形成を誘導します。

<指定の方針>

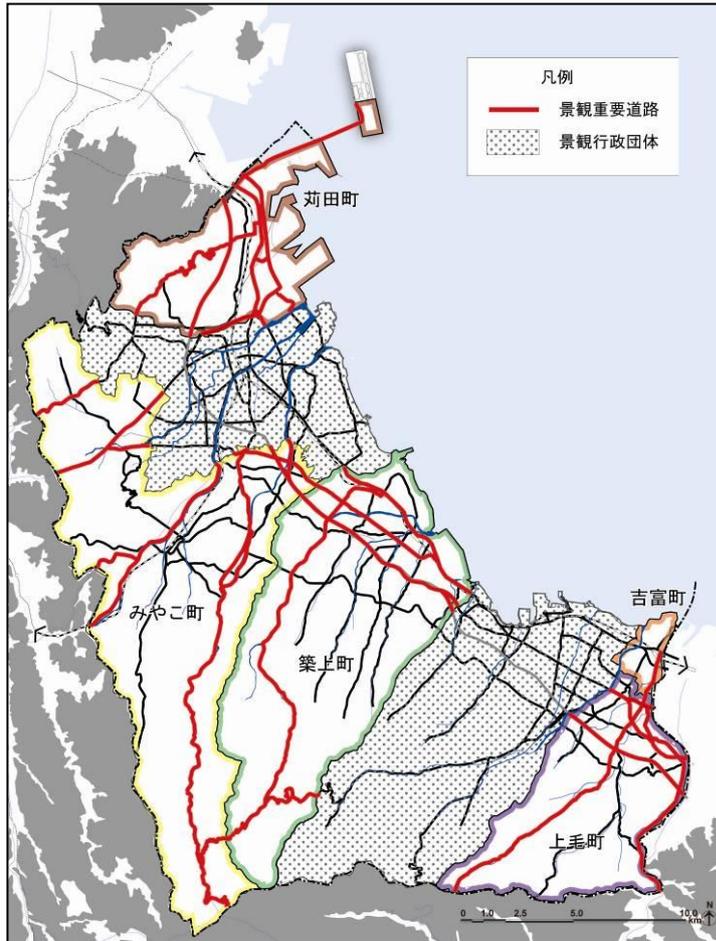
- ①市町を越えて、京築地域内外をつなぐ主な道路
- ②京築地域の谷筋等の特徴的な景観を形成する主な河川、道路

(2) 対象となる施設

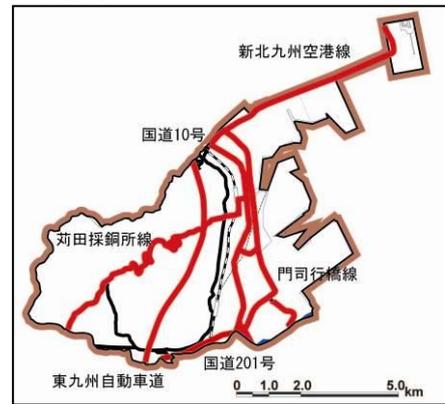
対象となる景観重要公共施設は、以下の通りとします。

分類	施設名・路線名	管理者	該当地域
道路	一般国道 10 号	国	苅田町、みやこ町、上毛町、築上町
	一般国道 201 号	国	苅田町、みやこ町
	一般国道 496 号	県	みやこ町
	東九州自動車道	西日本高速道路(株)	苅田町、みやこ町、上毛町、築上町
	椎田道路	西日本高速道路(株)	みやこ町、築上町
	主要地方道豊前万田線	県	上毛町
	主要地方道吉富本耶馬溪線	県	吉富町、上毛町
	主要地方道門司行橋線	県	苅田町
	主要地方道犀川豊前線	県	みやこ町、築上町
	主要地方道行橋添田線	県	みやこ町
	主要地方道椎田勝山線	県	みやこ町、築上町
	主要地方道苅田採銅所線	県	苅田町、みやこ町
	一般県道福土吉富線	県	上毛町
	一般県道新北九州空港線	県	苅田町
	一般県道寒田下別府線	県	築上町
河川	1 級河川山国川	国	吉富町、上毛町
	1 級河川友枝川	県	上毛町
	2 級河川長峡川	県	苅田町、みやこ町
	2 級河川今川	県	みやこ町
	2 級河川祓川	県	みやこ町
	2 級河川城井川	県	築上町
	2 級河川佐井川	県	吉富町、上毛町

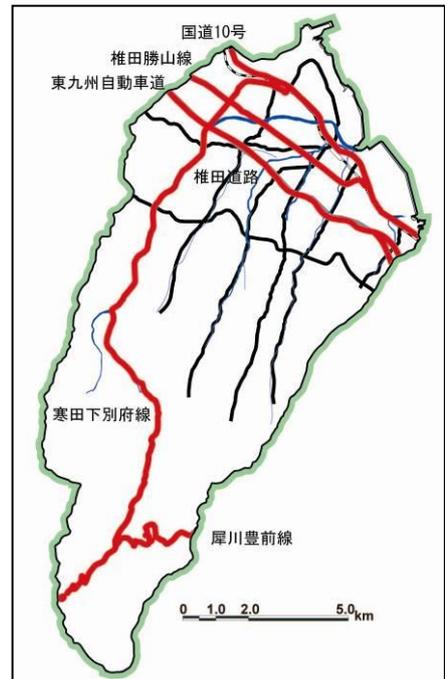
■景観重要公共施設の位置図（景観重要道路）



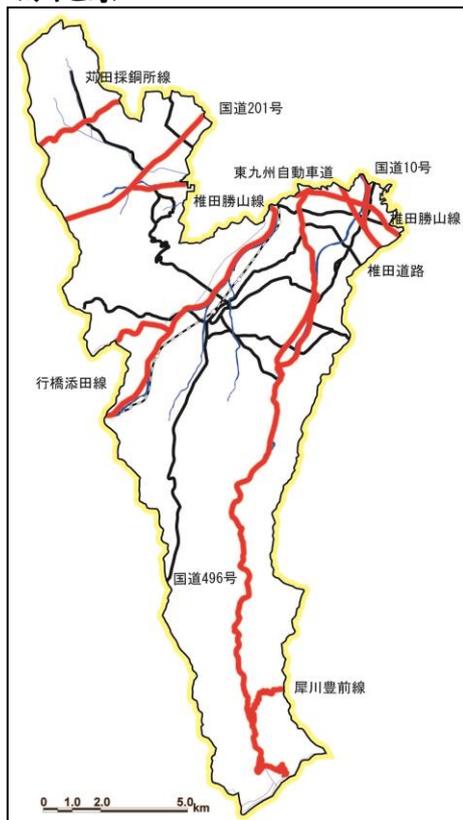
<苅田町>



<築上町>



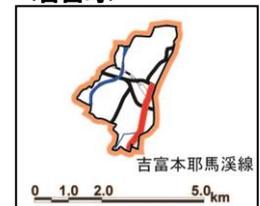
<みやこ町>



<上毛町>



<吉富町>



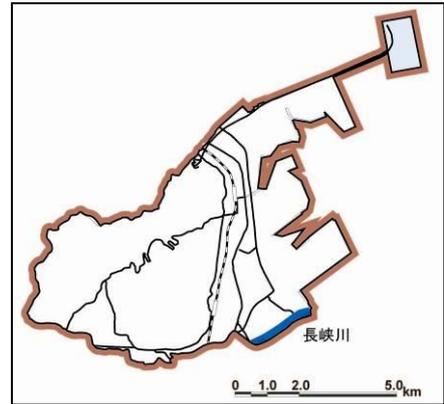
<対象となる施設>

一般国道 10 号、一般国道 201 号、一般国道 496 号、東九州自動車道、椎田道路、主要地方道豊前万田線、主要地方道吉富本耶馬溪線、主要地方道門司行橋線、主要地方道犀川豊前線、主要地方道行橋添田線、主要地方道椎田勝山線、主要地方道苅田採銅所線、一般県道福土吉富線、一般県道新北九州空港線、一般県道寒田下別府線

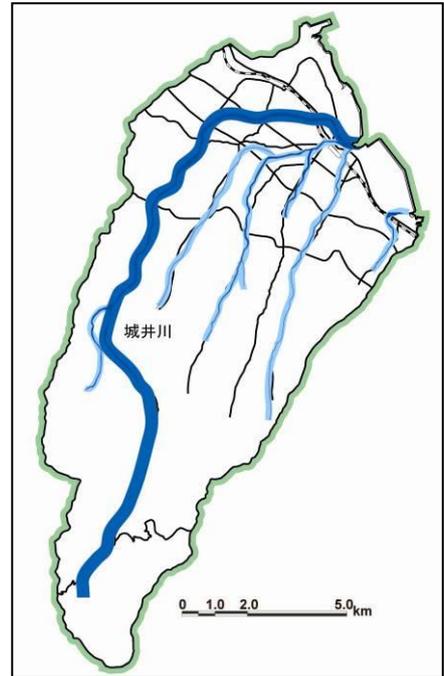
■景観重要公共施設の位置図（景観重要河川）



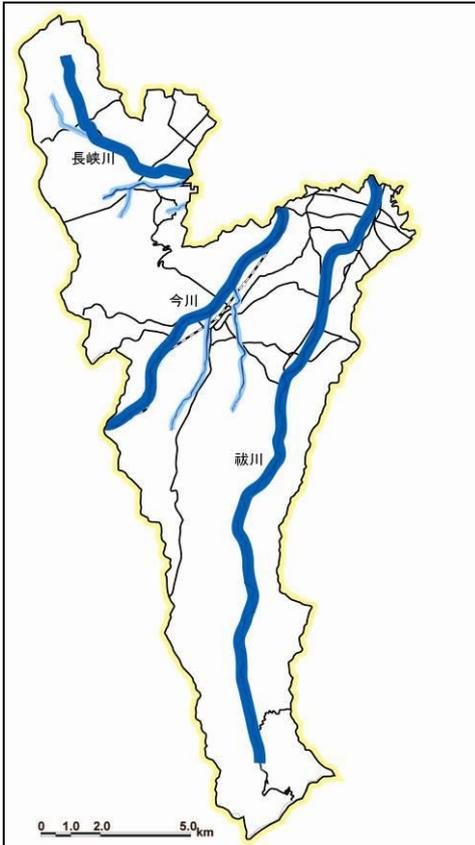
<苧田町>



<築上町>



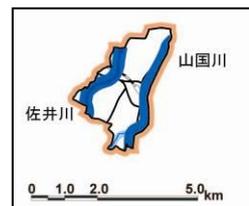
<みやこ町>



<上毛町>



<吉富町>



<対象となる施設>

- 1 級河川山国川、1 級河川友枝川、2 級河川長狭川、
- 2 級河川今川、2 級河川祓川、2 級河川城井川、
- 2 級河川佐井川

(3) 景観重要道路

京築地域の内外をつなぐ主要な幹線道路から見る景観は、多くの人々の目に触れるものであり、山並み、田園、市街地など人々のいとなみによってつくられていった風景の移り変わりを連続して捉えることができます。

また、地域の特徴的な谷筋をつくり出している河川沿いの道路から見る景観は、通行する人々に地域の個性や魅力を感じさせるものとなっています。このような道路景観が沿道地域と一体となって魅力ある良好なものとなるよう、施設整備を適切に行っていく必要があります。そのため、市町を越えてつながる道路においては、以下の整備方針に基づき、良好な景観形成を図っていきます。

【整備方針】

連続した道路景観において、京築地域に広がる地形や豊かな自然とのつながりを感じる景観を形成するため、景観重要道路のうち、広域的につながる道路の整備にあたっては、以下の事項に配慮します。

- 景域ごとの景観特性との調和に配慮した施設整備を行い、通りとしての連続した景観が見られる区間では、事業区域等や事業時期、事業主体等の違いに関わらず、境界部でのつながりに違和感のない仕様となるように努めます。
- 広域を移動する際の車窓からの田園景観や自然景観への眺望景観に配慮するとともに、移動に伴い、連続して変化する景観（シークエンス景観）の形成に配慮します。

(4) 景観重要河川

京築地域の山々から豊前海へと流れ出る河川は、多様な自然環境を育み、豊かな清流の景観を形成しています。そのため、『河川整備基本方針』や『河川整備計画』及び、以下の整備方針に基づき、良好な景観形成を図ります。

【整備方針】

周囲の自然環境やこれまで培われてきたいとなみとの調和を図りながら、豊かな自然環境の保全とともに良好な河川景観を形成するため、河川整備にあたっては以下の事項に配慮します。

- 地域のなりわい景観を創り出してきた井堰等の構造物、樹木等については、治水利水計画上支障のない範囲で保全・活用に努めます。
- 地域に親しまれているホタルやオヤニラミなどの貴重な生物が生息する箇所については、その生息環境の保全に努めます。
- 周辺の自然環境との調和に配慮した素材、意匠、形態となるように努めます。
- 多くの人々が河川景観を眺め、親しむことができるよう、自然環境との調和に配慮しつつ、可能な限り親水性の高い空間整備に努めます。

(5) 災害復旧に備える配慮事項

大規模な災害後の復旧工事によって、道路景観、河川景観や森林・田園景観が大きく変化しないよう、緊急時あるいは応急復旧を除き、景観に配慮した対応が必要です。そのため、日頃から地域住民が景観に関する情報を共有し、従前の景観情報を参考としながら、良好な景観形成を進めます。特に、住民および地域団体や関係機関が日頃から復旧時にも対応できる連絡体制を整えます。

また、従前の情報を活用できるよう、日頃から住民および地域団体や関係機関の連絡体制の整備に努めます。

3. 屋外広告物の景観誘導方針

屋外広告物は、場所やサービスなどの様々な情報を提供したり、企業や商品の広告媒体として消費行動を促進したりするなどの社会的経済的役割を担っているだけでなく、まちの活気や賑わいの創出にも大きく役立っています。同時に、屋外広告物は、自然の風景や都市の景観に大きな影響を与える重要な要素の一つでもあります。

市街地や幹線道路及び沿線、観光地等の人通りが多いところでは、特に多くの屋外広告物を目にしますが、近年、過剰な大きさや派手な色彩の屋外広告物が周辺のまちなみや景観に馴染まない状況が生じてきています。また、郊外の幹線道路沿いには、大型店舗や娯楽施設が立地し、それらによって創り出される景観は、全国どこに行っても同じようなまちなみとなりつつあります。このような状況が続くと、屋外広告物が無秩序に氾濫し、自然の風景や都市の景観が損なわれ、地域の特色の喪失につながるおそれがあります。

一方で、建築物との調和やまちなみとしての統一感に配慮した優れたデザインの屋外広告物についても増えつつあり、こうした取り組みを広げていくことが良好な景観形成には不可欠です。

そこで、これまでの景観形成の目標および基本方針に基づき、京築地域の個性や魅力の保全・創出を図るため、建築物等とあわせて、景観上重要な要素である屋外広告物についても、福岡県屋外広告物条例等でその表示及び設置に関し必要な事項を定め、良好な景観形成への誘導を行っていきます。

(1) 基本方針

地域の内外をつなぐ主要な道路や河川沿いなどを移動すると、山並みや田園、市街地の連続した景観をはじめ、歴史や文化に彩られた景観が数多く点在しています。

これらは、地域住民にとって身近で大切な風景であるとともに、訪れる人々にとっても京築地域のイメージを与える重要な要素となっています。

これらの景観を阻害しないための、屋外広告物の表示又は設置に関する基本方針は、以下のとおりとします。

- ① 主要な道路及び河川沿いから見通せる山並みや田園への眺望景観の保全に配慮する。
- ② 歴史的まちなみや建造物、樹木などの重要な景観資源の周辺では、その景観資源が醸し出す趣を損ねないよう表示又は設置位置に配慮する。
- ③ 非自家用広告物だけでなく、自家用広告物についても大きさ、高さ、色彩等に配慮する。
- ④ 山間部や谷あいでは、人工物が目立ちやすく自然景観を損ねるおそれがあるため、広告物は最小限の大きさに留め、落ち着いた色彩となるよう配慮する。屋外広告物の夜間照明についても必要以上の明るさとならないよう配慮する。
- ⑤ 市街地や街なかでは、賑わいや潤いの創出とともに、まちなみや背景との調和を図り、屋外広告物が過大・過剰とならないようにする。

(2) 景観誘導方針

上記の基本方針に基づき、屋外広告物の表示又は設置に関する景観誘導方針を次のとおり定めます。許可に係る詳細な基準については、福岡県屋外広告物条例等において必要な制限を定めるものとします。

- ①屋外広告物の形態及び意匠は、周辺環境や建築物等との調和を図るとともに、広告物の面積、高さは必要最小限とする。
- ②屋外広告物の色彩の基調色については、周辺環境や建築物と類似、融和するものとする。
- ③主要な交差点などに案内表示を掲出する場合は、できるだけ共同化・集合化を図る。
- ④動光、点滅照明、その他これらに類似するものは設置しないよう努める。
- ⑤反射効果のあるもの、電光表示装置等を用いて映像を映し出すものについては、表示又は設置しないよう努める。
- ⑥屋上広告物はスカイラインを乱さないよう表示する、又は設置しないよう努める。
- ⑦野立て看板が、田園地帯や山間部の自然景観を阻害しないようにする。
- ⑧まちなみの景観を引き立たせる質の高いデザインとするよう努める。

4. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

景観形成重点地区において良好な景観形成を図るため、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項を定めるものとし、その内容は次のとおりとします。

■対象区域の範囲（景観形成重点地区）



屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

- (1) 自己の用に供するもの以外は、掲出しないよう努める。
- (2) 広告物の形態、色彩等は、周辺環境の建築物等と調和するように努める。
- (3) 広告物の面積、高さは、北部九州の玄関口にふさわしく、必要最小限になるように努める。

○自己の用に供するものの基準

- a 1敷地における表示面積の合計が100㎡以下とする。
- b 彩度6を超える色彩を使用できる面積は、表示面積の1/3以下とする。
また、地色については周辺環境や建築物等と類似・融和するものとする。
- c 地上に設置する広告物等については、1敷地の概ね1辺当たり1物件とする。
- d 動光、点滅照明その他これらに類するものは、表示又は設置しないこと。
- e 蛍光色及び反射効果のあるものは、表示又は設置しないこと。
- f 電光表示装置等を用いて映像を映し出すものは、設置しないこと。
- g その他まちなみ景観を阻害すると考えられるものは、表示又は設置しないこと。
- h aからgまでに掲げるもののほか、次の表に掲げるもの。

区分	項目	基準
屋上広告物	表示又は設置	・禁止
壁面広告物	表示面積（1面）	<ul style="list-style-type: none"> ・表示する建築物の壁面の垂直投影面積の1/5以下かつ50㎡以下（表示面積の1/3を超えて彩度6を超える色彩を使用する場合は25㎡以下） ・建築物の壁面の彩度が6を超える部分については、広告物の面積として算入する（ただし垂直投影面積が500㎡を超えるものについては、垂直投影面の1/10以下とする） ・屋根のみの建築物において表示面積が5㎡以内のものについては上記のかぎりでない <p>※ 屋根のみ建築物とは、ガソリンスタンドのような建築物（キャンピー）をさす</p>
地上に設置する広告物等	高さ	・10m以下
	表示面積（1面）	<ul style="list-style-type: none"> ・10㎡以下（表示面積の1/3を超えて彩度6を超える色彩を使用する場合は5㎡以下） ・高さ5m未満のものについては、表示面積を1面3㎡以下とする ・円柱の場合は、最大円周の1/3に高さを乗じて得られる面積を1面とみなし、2面あるものとする

5. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

京築地域には、山間部や丘陵部に点在する棚田や果樹園、平野部に広がる水田など、農業を基盤とするいとなみにより育まれた良好ななりわい景観が形成されています。

そうしたなりわい景観の保全・創出は、地域の特性に即した農業の振興施策及び農村景観を活かした観光・交流など地域活性化策とともに取り組む必要があります。

また山間部等での高齢化、過疎化及び後継者不足や、市街地周辺の郊外部における混住化、土地利用の混在化といった地域社会の変化とともに、営農環境は厳しい状況下に置かれています。そのため、なりわいとともにある良好な景観を保全・形成していく上では、建物等の外観だけではなく、なりわい環境の維持や集落の活力維持等の課題に取り組んでいくことが求められています。

このような中、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、市町がこの京築広域景観計画に基づいて、『景観農業振興地域整備計画』を策定する場合には、県は当該市町を支援していきます。

第6章 景観形成につながる活動の推進

第6章 景観形成につながる活動の推進

1. 連携して取り組む地域活動

京築地域には豊かな自然や古くから伝わる歴史・文化が存在し、それらは地域の魅力をつくり出す貴重な財産となっています。

南部の山並みと河川等が作り出す谷筋、豊前海、京都平野等の広大な田園、旧蔵内邸や本庄のクスなどの歴史的な建造物や樹木などによって形成される景観を守り育てる地域活動が各地で行われています。

そうした個々で行われている地域活動を基盤としながら、景観資源を活用した観光振興等による地域活性化につないでいくため、京築地域全体で連携して広域的な景観を守り、景観の価値や意味を多くの人に伝えていく取り組みを推進します。

(1) 地域活性化につながる活動

京築地域には、自然、歴史、文化等に育まれてきた良好な景観資源が数多く存在しています。

それらを活用し、地域内外に発信することにより、地域住民が景観の大切さに気づき、景観資源を保全し、魅力ある良好な景観を形成していくための取り組みを推進していきます。

さらにそうした景観資源の魅力を活かし、グリーンツーリズム、エコツーリズムなどによる都市と農山漁村の交流を推進していきます。

【活動例 景観資源マップの作成・活用】

京築地域において、地域に親しまれてきた良好な景観資源について、地域住民及びまちづくり団体・NPO等が中心となってマップを作成します。

マップとしてまとめることは、多くの人々に景観資源を紹介し、関心を高めることに役立つとともに、地域住民の中で景観資源の豊かさや大切さなどに対する意識の共有化を図ることや来訪者に魅力を伝えるための観光マップとして活用できる取り組みです。



<京築豊の源つぼぞろいマップ>

地域住民、まちづくり団体・NPO、行政が協働して京築地域の景観資源等をまとめた「京築豊の源つぼぞろい」マップを作成し、多くの人々に地域の魅力を伝えるためのマップとして活用されています。

また、今川や祓川のウォーキング、修験の里をめぐるフィールドワークなどを実施し、グリーンマップや景観資源マップを作成・活用しています。

【活動例 景観資源を活用したまちづくり、観光の活性化】

良好な景観を広域的に保全・継承していくために、まち歩きや景観資源をめぐるウォーキングを通して地域内外の多くの人々に景観資源の重要性を伝えるとともに、歴史的な背景や魅力を理解し、体験してもらいます。

観光協会や商工会、まちづくり団体・NPO等、地域住民が連携しながら、観光ボランティアガイドの育成や観光資源の発掘を進めていくことで、まちづくりや観光の活性化を推進します。



< 殿川ダム周辺に植樹した桜（苅田町） >

京築地域のまちづくり団体・NPOがガイドボランティアとして地域の歴史資源をめぐるツアーを実施しています。

また、苅田町では、子供達と一緒に殿川ダム周辺に桜の植樹を行い、ウォーキングやウォークラリーを開催しています。

みやこ町では、今川流域の景観を眺めながらウォーキングを行い、県内外から多くの人々が参加し、河川沿いの景観を楽しんでいます。

【活動例 地域で親しまれている建造物等の活用・管理】

地域で親しまれている建造物等が形成する景観の保全・形成に向け、資源の有する歴史や地域との関わりなどの情報提供を進めます。

また、地域住民やまちづくり団体・NPO等と連携して、地域で親しまれている建造物の活用や管理体制づくりを進め、観光・交流施設として再利用し、地域の活性化を推進します。



< 旧蔵内邸（築上町） >

京築地域にある歴史的遺産の有効利用についてシンポジウム等を開催しています。

また、築上町の旧蔵内邸では、石炭産業の反映の歴史を伝える建築物と庭園を活かし、ドラマの撮影にも使われ、観光・交流施設として活用が計画されています。

(2) 景観形成の啓発・継承活動

景観は地域住民の意識や日常生活と直接関わっていることから、より多くの住民が景観に関心を持ち、日常生活に関わる身近な活動を入り口として、景観まちづくりに取り組む人が少しずつ増えることで地域の景観は向上していきます。

そのため、イベントや講習会、コンテストなどで、景観形成への関心を高め、まちづくり団体・NPO 等や地域団体が実施する活動への参加を促すなど、景観形成の啓発活動を行います。

また、景観に対する意識の向上や活動の推進のために、学校や公民館などと連携し、学校教育、生涯学習、環境学習など様々な場面を通じて、子どもたちに環境や景観の学習機会を提供し、次世代への継承活動を進めます。

【活動例 景観まちづくり学習】

学校において、景観をテーマとした総合学習などを行うことにより、幼少期から景観への関心を高める取り組みです。将来、景観まちづくりの積極的な担い手となるよう、まちなみ見学や、様々な祭・行事への参加などができる機会づくりを積極的に進めます。



<地域資源をめぐるイベントの様子>

行橋市では、地域の文化財や史跡を多くの人に知ってもらうため、いくつかの公共施設で資源を紹介するパネルを展示し、地域の歴史や文化を伝える活動を展開しています。

また、京築地域全般の郷土について学ぶ郷土史講座や現地見学会を開催し、啓発につなげる活動を行っています。

(3) なりわい・祭礼文化の景観を支える活動

京築地域において、地域独自の海の幸・山の幸を育んできた「なりわいの景観」「祭礼文化の景観」は、特徴的な景観の一つです。これらの景観は、人々の暮らしとともに形づくられてきたものであり、日常的にいとまされることによって維持されています。そこで、棚田の保全、耕作放棄地の活用や祭・行事の継承、農林水産物のブランド化などを通して、なりわいや祭礼文化の景観を守り、地域の活性化へとつながるような活動を推進します。

【活動例 棚田の再生、耕作放棄地の活用】

耕作放棄地については、市町や農業委員会、JA、土地改良区などと連携して解消を図り、担い手等への農地の利用集積を図るなどして営農再開を推進します。またまちづくり団体・NPO やボランティア、地域住民等の活動との連携により、棚田の再生、耕作放棄地の市民農園としての活用や、菜の花・コスモス・ヒマワリなどの景観作物等の栽培を行うなど、農地の保全を図るとともに、観光などへの活用を進めます。



<耕作放棄地をピオトープへ活用した様子
(みやこ町)>

みやこ町の犀川大熊地区では、耕作放棄地をピオトープに活用し、田んぼの生きもの調査を保育園等と実施しています。

豊前市では、休耕地となった棚田を利用したひまわりの栽培が行なわれ、花が咲く時期は、多くの人々が訪れます。

【活動例 各地で行われている祭・行事の普及・継承】

京築地域には多くの神社が設けられ、そこでは神楽、神幸祭などの祭りや祝い事、奉納が行われ、季節の景観や祭事の景観として継承されています。こうした祭・行事に関する歴史等の価値や意味の理解を促すような情報提供を進めます。

また、まちづくり団体・NPO、建築士会等の支援を得ながら、後継者育成や祭・行事の舞台となる歴史的建造物の保全・再生を推進します。



<お田植え祭 (上毛町)>

上毛町では、春になると五穀豊穡を祈る「お田植え祭」が行われ、地域の人々によって保存・継承されています。さらに、演目の一部を小学生が演舞するなど後継者の育成にも取り組んでいます。

【活動例 京築地域の地域ブランドの創出】

観光協会や商工会、業界団体、事業者と連携して、京築地域の自然、歴史・文化等の資源を活用した新たなツアーの開発や、米、お茶、イチジク、牡蠣などの豊かな農水産物の加工品等の開発を進め、地域イメージの一層の向上につながるイベント等のPR活動を行い、「京築」ブランドを創出します。



<京築フェスタの様子>

京築地域のイメージ・魅力の向上を目指した「地域ブランド戦略」として、京築の食材を用いた商品開発等を行い、イベント等で販売する『「買いたい京築」づくり』や日帰り・宿泊滞在型観光商品の開発を行う『「訪れたい京築」づくり』に取り組んでいます。

(4) 地域マネジメントによる景観まちづくり活動

きめ細かな景観まちづくりを推進するためには、行政が主体的に担う規制・誘導方策とともに、地域住民・まちづくり団体等が自らの地域の景観を把握し、守る活動が重要となっています。そこで、地域主体による「景観パトロール」や「景観フィールドワーク」などを推進し、様々な景観情報を収集し、データベースとして情報の共有化を図ります。また、これらを地区レベルでの景観形成や災害復旧等にも役立てていきます。

【活動例 地域住民主体の景観保全活動】

景観形成のルールに実効性をもたせるためには、地域の自立的な管理による景観形成の取り組みが必要であり、地域住民が主体的に行う景観保全活動が有効な手段として期待されています。景観保全活動の一つとして、地域で親しまれている景観資源周辺での清掃や花植え等の緑化の活動や違法広告物、景観上重要な資源に対する破損・破壊行為、河川や水路、田畑や山林へのゴミの不法投棄、景観や環境へ悪影響を及ぼす資材・物品の堆積等のパトロールなどがあげられます。こうした景観保全活動は、小・中学校の社会学習の一環で実施するなど、様々な人々の参加を促すことで、より多くの人々が地域の実情を知り京築地域の素晴らしい景観を知る機会が増えるなどの相乗効果が得られます。



<花いっぱい運動（吉富町）>

吉富町では、遊休地や河川敷を利用して「町民が主役の花いっぱいの潤いのあるまちづくり」“花いっぱい運動”に取り組まれています。

小倉一中津一宇佐間の旧街道を散策する会を催し、ごみ拾いなどを行い、旧街道を守り、親しむ活動が行われています。

また、行橋市では、姥が懐の清掃や、キャンドルナイトを行い、海浜の景観に親しむ取り組みがなされています。

【活動例：重要な景観資源のリスト化と景観情報のデータベース化】

京築地域において、地域で親しまれてきた良好な景観資源を、地域住民及びまちづくり団体・NPO等が中心となってリスト化し、景観に関する様々な情報を収集しデータベース化し、ホームページ等で発信します。さらにリスト化された景観資源は、京築地域全体で、地域住民、まちづくり団体・NPO、市町、国の関係機関が協働して良好な景観の保全・継承を図ることを目指します。

リスト化とあわせて景観資源の様々な情報をデータベースとして整備し、景観資源の保存・管理、観光資源としてのPR、消失する恐れのある資源の記録作成、災害時の復旧工事における基礎資料、景観形成の啓発・広報活動への情報として活用します。



京築地域の景観資源をデータベース化し、京築地域の情報サイト「京築まるごとナビ」を活用し、京築地域の彩り豊かな景観資源を情報発信しています。

<京築まるごとナビ>

2. 広域で連携して進める景観形成

各地域で行われている個々の活動を活性化し、その活動を地域全体でつないでいくことにより、地域の垣根を越えて景観まちづくり活動を行うことができ、広域的に良好な景観形成を図ることができます。

そのため、地域住民、まちづくり団体・NPO、事業者、行政等が広域的に連携して取り組む活動を推進します。

■連携して取り組む景観形成の例

□景観資源のサインの共有化

豊姫の国の歴史や自然や食といった地域資源を共通のアイコンとして記号化し、京築地域の観光マップ等や案内サイン等に掲示して広域景観のイメージの統一化を図る。

□歴史・文化の保護・伝承

地域の歴史や文化を収集し、修験道や神楽などが行われている場所を示すルートマップを作成し、そのルートの清掃やルートを示す案内板の設置等を行いながら、身近な歴史・文化を保護・伝承を図る。

□守り伝える地域の自然、歴史・文化の紹介

写真コンテスト、景観スケッチ大会、ため池などの景観ポイントをめぐるオリエンテーリングなどの様々なイベントを行いながら、見る景観から体験する景観へと展開していく中で、自然などの景観や生活文化等をPRし、情報発信を図る。

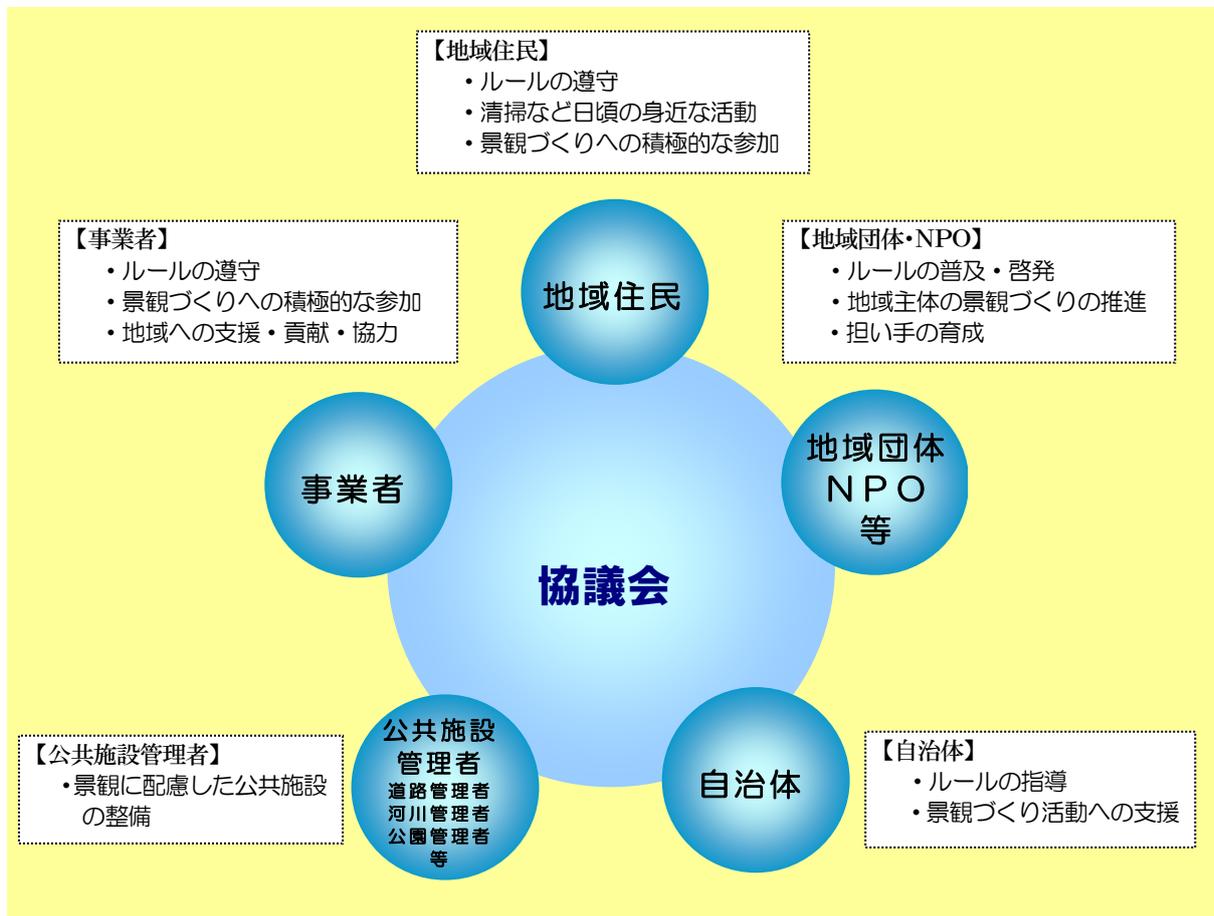
第7章 実現に向けたパートナーシップの推進

第7章 実現に向けたパートナーシップの推進

1. それぞれの主体の役割と連携

(1) それぞれの主体の役割

パートナーシップによる景観まちづくりを推進するため、地域住民、地域団体・NPO等、事業者、行政が、それぞれ以下の役割を担うものとします。



(2) それぞれの主体の連携

パートナーシップによる景観まちづくりを推進するため、地域住民、地域団体・NPO等、事業者、行政が、それぞれ以下のように連携を図るものとします。

- ①景観上、影響の大きい物件について、地域住民、地域団体・NPO等が協議に参加する仕組みをつくる。
- ②今後、景観形成基準の見直しや特定基準を追加する場合には、地域の意見を反映していく。
- ③建築行為や開発行為等の中で、特に景観上影響の大きい、あるいは地域のシンボル、ランドマークとなる施設整備にあたっては、住民参加のきっかけを提供し、住民の意見を反映していく。
- ④京築広域景観計画のより一層の実現化に取り組み、関連する多くの制度を活用しながら、市町の地区レベルの景観形成と連携していく。

2. 景観形成を推進する体制と仕組み

良好な景観形成を持続的に推進していくためには、地域において景観形成にかかわりをもつ様々な立場の関係者が、協議・調整を図りながら、課題解決を図っていくことが重要です。

そのため、次頁の図に示す、京築広域景観協議会を中心にした、地域住民・地域団体・NPO等・自治会、国・県・市町の行政機関、学識経験者・有識者等外部知識人、景観や環境に関心の高い民間企業、学校・PTA・子ども会および教育委員会など、多様な主体が参加する体制を構築し、景観形成を推進していきます。

①協議・調整組織

<京築広域景観協議会>

京築地域の良好な景観形成のために一体的かつ継続的な協議・調整を行い、協議が整った事項については、その協議の結果に基づき、実施する仕組みを整えていきます。

【目的】

- ・景観行政団体および関係市町間において、広域的な景観形成を推進するために必要な協議・調整及び情報交換、人的交流を行い、地域全体で一体的な景観形成を推進する。

【設置者】

- ・景観行政団体である福岡県

【構成員】

- ・地域住民、地域団体・NPO等、事業者、市町・福岡県、公共施設管理者、景観整備機構等

【役割】

①地域全体における協議・調整

- ・地域内における広域景観に影響を及ぼすような大規模プロジェクトに対する景観協議
- ・景観重要公共施設（道路、河川）の整備において広域調整が必要な協議・調整
- ・広域調整が必要な景観重要建造物・樹木の指定にかかる協議・調整

②情報交換・人的交流

- ・第5章「協働して守り育てる景観の保全・整備」に関する事項
- ・各市町における個性ある景観まちづくりの取り組み（経過報告、情報交換等）
- ・先行的な景観形成事例の情報交換と人材育成（景観研修、視察等）

③その他

- ・広域的な景観形成を推進するために必要な事項

こうした事項については、必要に応じて協議会で協議を行うこととします。

②活動支援・推進組織

<景観整備機構>

景観形成に関する具体的な事業を実践するために、それらを担う主体として、NPO法人や建築士会をはじめとした公益法人を指定します。

【事業概要】

- ・景観重要建造物・樹木の管理、空き家の活用や維持管理に関する援助
- ・伝統的な建築様式の普及、地場産材の活用
- ・景観に関する調査・研究、情報提供、相談対応、専門家の派遣
- ・棚田、耕作放棄地、荒廃森林、管理されていない果樹園・竹林等の活用（権利取得）、再生、維持管理に関する支援
- ・地域資源の発掘・発見、情報の収集・発信や、イベントの開催等の交流事業
- ・その他、良好な景観の形成を推進するために必要な業務

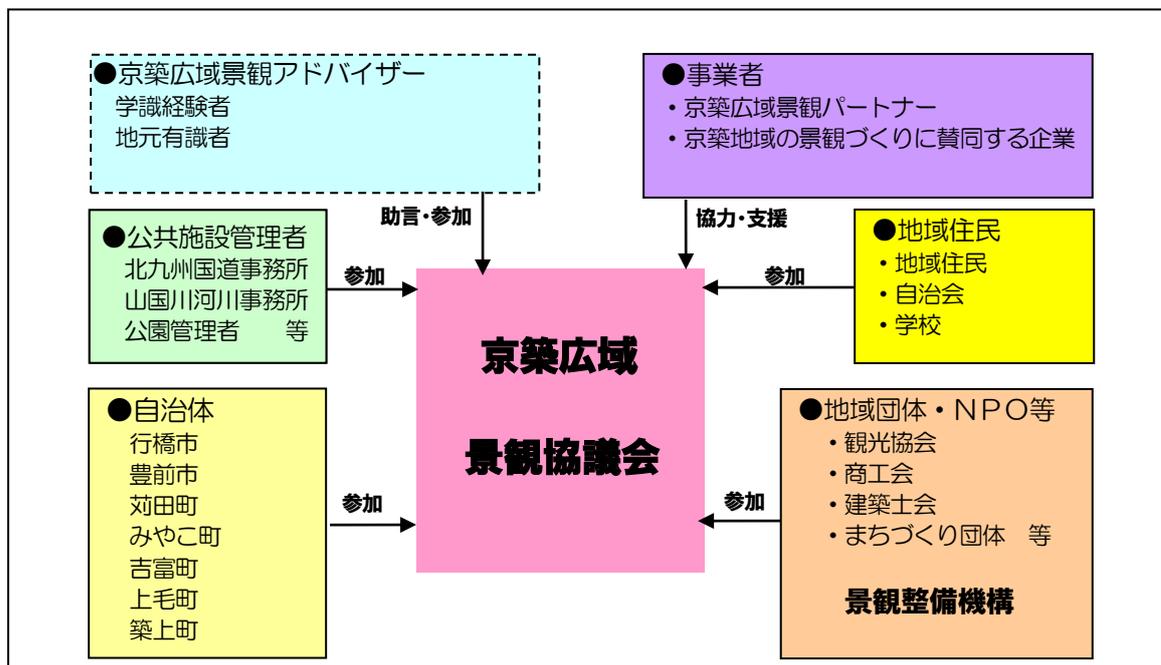
<京築広域景観アドバイザー>

景観に関する専門分野の学識経験者や地元有識者からなる「京築広域景観アドバイザー」をおき、良好な景観形成のための助言を行います。

<京築広域景観パートナー>

京築地域の景観形成に賛同・理解する企業・団体とパートナーシップを結び、支援・協力を得ます。また、CSR活動（企業の社会的責任CSR：Corporate Social Responsibility）を通じて、企業・団体の構成員が清掃活動や植林活動などの景観形成に参画する機会をつくります。

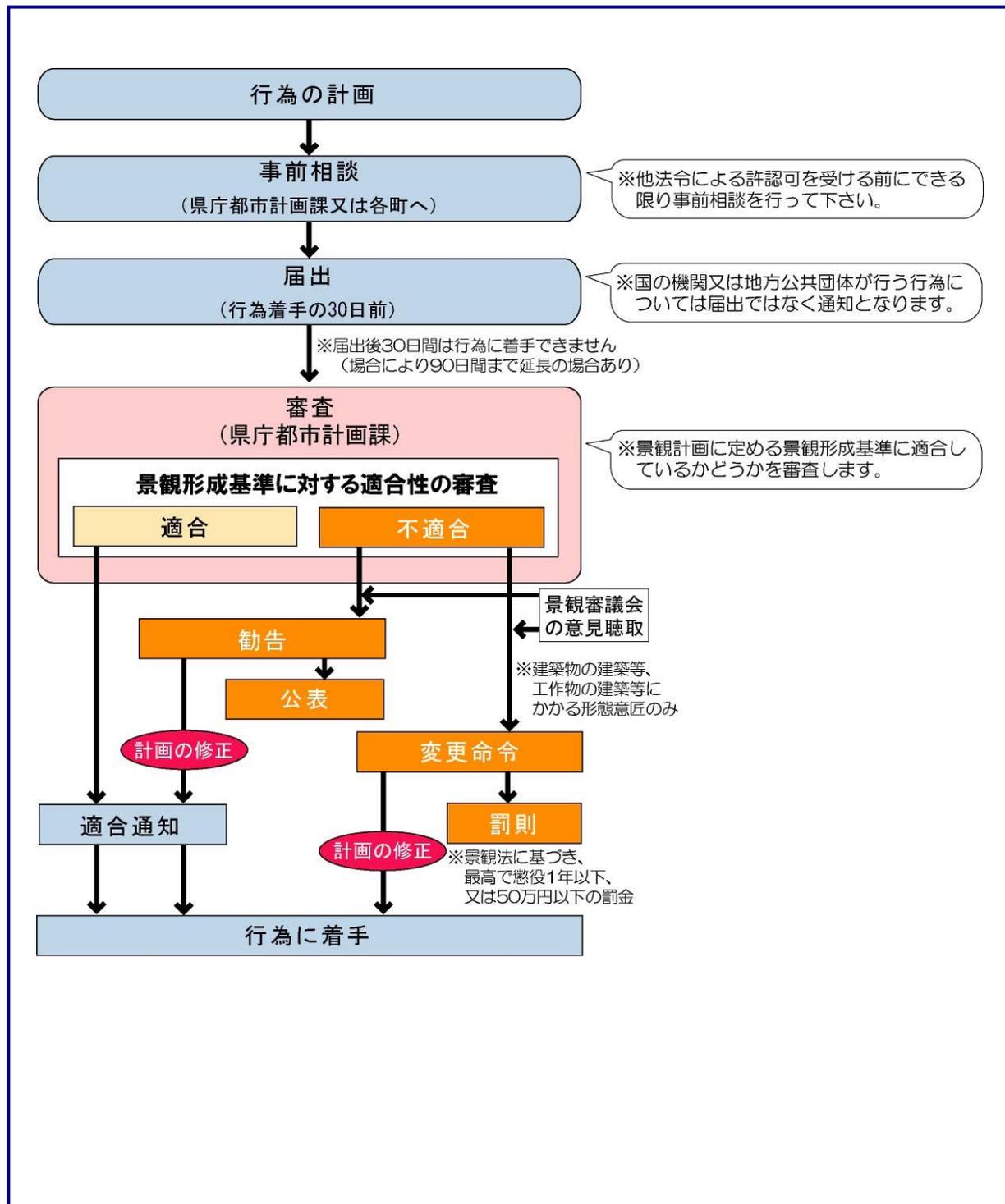
■推進体制（案）



資料編

資料編

【資料 1】届出の手続きの流れ



【資料 2】景域ごとの一般基準一覧

景域ごとに定める一般基準は下表のとおり。

		山と谷筋の景域	田園と海の景域	
建築物 工作物	配 置	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の環境や地形に十分配慮した配置とする。 ・棚田や谷筋沿いの自然景観を阻害しない配置とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林、松林等に配慮した配置とする。 ・周囲との連続性に配慮した配置とする。 	
	形態・意匠・色彩	周辺との調和	<ul style="list-style-type: none"> ・棚田や山村集落等が残る地域においては、地域の基調となっている伝統的な形態・意匠と調和させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農漁村集落では周辺の景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。
		圧迫感の軽減	—	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な建築物等では、長大な壁面になることは避け、分節化するなど、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。
		設備類	—	<ul style="list-style-type: none"> ・建築設備類を設置する場合は、建築物等の裏側へ配線するなど、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合は、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。 ・色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色とし、背景の緑と調和するよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。 ・色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色とする。
	外構・緑化等	<ul style="list-style-type: none"> ・自然の植生に配慮した緑化に努めると共に、敷地境界部では、できる限り多くの樹木・花壇による植栽を施す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然の植生に配慮した緑化に努めるとともに、前面道路との境界ではできるだけ多くの樹木や花壇による植栽を施す。 	
開発行為・土地の形質の変更等	周辺への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境、植生、貴重な動植物の生態系に配慮する。 	—	
	造成等	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。 ・面的な一団の開発等に伴う法面、擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。 ・面的な一団の開発等に伴う法面、擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。 	
	既存樹木・樹林等の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・谷筋やまとまった斜面地の樹林帯は、できる限り保全する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・田園の中の一団にまとまった緑や社寺林、河川沿いの樹林、海岸部の松林等は、できる限り維持・保全する。 	
外観照明		<ul style="list-style-type: none"> ・良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。 ・点滅照明は設置しない。 ・派手な照明器具は設置しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な夜間景観を阻害しないよう必要最小限の明るさとする。 ・点滅照明は設置しない。 ・派手な照明器具は設置しない。 	

		住宅・商業市街地の景域	工業市街地の景域	
建築物 工作物	配 置	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲との連続性に配慮した配置に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆとりある空間を確保するように建築物・工作物等の位置に配慮する。 	
	形態・意匠・色彩	周辺との調和	<ul style="list-style-type: none"> ・住居系市街地では、周囲のまちなみから突出する奇抜なものは避ける。 ・商業系市街地では、周囲の建物との連続性や、歩道や街路樹等の歩行空間と調和した形態・意匠に配慮する。 	—
		圧迫感の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な建築物等では、長大な壁面になることは避け、分節化するなど、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な建築物等は、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。
		設備類	<ul style="list-style-type: none"> ・建築設備類を設置する場合は、建築物等の裏側へ配線するなど、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合は、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。 	—
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。 ・色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。
	外構・緑化等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路との境界部に垣・さく等を設置する際にはブロック塀は避け、開放性のあるものとし、できる限り生け垣や緑化フェンスに努める。垣・さく等を設置しない場合には、道路境界部に、できるだけ多くの樹木や花壇による植栽を施す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・開放的な緑化空間を形成するよう、敷地境界部は出来る限り樹木、花壇による植栽を施す。 	
開発行為・土地の形質の変更等	周辺への配慮	—	—	
	造成等	—	—	
	既存樹木・樹林等の保全	—	—	
外観照明		—	—	

【資料3】特定基準一覧

一般基準に上乗せして良好な景観を誘導していく特定基準は下表のとおり。

みちの軸			景観形成基準
建築物・ 工作物	形態・ 意匠	連続性への 配慮	□建築物・工作物の道路からの見え方や通りとしての連続性に留意し、奇抜なものは避け、周辺の景観と調和した形態・意匠とする。
開発行為・土地の 形質の変更等		緑化	□道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができる駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花壇による植栽を施すなど潤いある景観の形成に配慮する。

【資料4】景観形成重点地区の景観形成基準一覧

重点的に良好な景観形成を図っていく景観形成基準は下表のとおり。

景観形成基準	
建築物等の 配置・高さ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物等は広がりを感じられるように、できるだけ道路から後退して配置するように努める。 2. 建築物等の高さは、周辺環境や周囲の建築物と調和し、広がりを感じられるような高さとなるように努める。
建築物等の 色彩・素材等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物等の色彩は落ち着きがあり、周辺環境と調和するように努める。 2. 建築物等には、耐久性に優れ、汚れづらい素材を用いるなど、美しさを感じられるように努める。 3. 倉庫や工場などの大規模な建築物の壁面等は、色彩や形態に配慮し、周辺環境と調和するように努める。
建築設備等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築設備や屋外に設置される室外機等は、建物との一体化や周辺から見えないように努める。 2. 自動販売機は門司行橋線、新北九州空港線に面して設置しないように努める。
緑化等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 敷地の道路や隣地との境界部分は、潤いを感じられるように、樹木や花などの緑化に努める。 2. 駐車場や資材置き場等は樹木等により、道路から見えないように努める。

【資料 5】景観形成のための各種制度の活用

(1) 景観法の活用

①景観地区、準景観地区

各市町村内の景観上、重要な地区において、地区の個性を活かすため、景観地区、準景観地区を指定し、より実効性のある景観形成を誘導していく。景観地区及び準景観地区は、建築物・工作物の形態意匠、高さ、位置、敷地面積等について、市町村が都市計画又は条例で定める。

②景観協定

地域住民の自主的な景観形成を支援するため、景観協定の活用を図っていく。景観協定は、景観計画区域内の一定の地域について、良好な景観を形成するために、地域住民自らが地域の実情に応じたきめ細かな取り決めを全員の合意により協定する制度。

取り決める内容は、形態や材質等のハード的なものから、色彩、植栽、路上施設・ショーウィンドーの管理等のソフト的なものを含む。景観協定は、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。

③景観整備機構の指定

民間の活力、ノウハウを積極的に活用し、民間団体や地域住民による自発的な景観の保全・整備を推進するため、景観整備機構を指定し、良好な景観の形成を促進する。

景観整備機構については、地域住民の中に入って積極的に利害関係を調整し、また、良好な景観の形成に必要な土地取得等の事業の実施を積極的に行う公益法人又はNPO法人を、景観行政団体の長が指定する。

(2) 他の法令との連携による建築物・工作物等の景観誘導

①都市計画法による高度地区、風致地区、地区計画

地区ごとの特性にあわせて、一定の地区内において都市計画法の高度地区、風致地区、地区計画等の規制・誘導方策を活用し、良好な景観形成を図る。その際、各市町村の都市計画との連携を図る。

【高度地区】

市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を市町村が定める制度。

【風致地区】

都市の風致を維持するため、建築物・工作物の制限、および木竹の伐採、土砂の採取等の行為をあわせて規制する制度。面積 10ha 以上のものは県が、その他のものは市町村で定める。

【地区計画】

住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園などの配置や建築物の建て方等を地区の特性に応じてきめ細かく定め、より良好なまちづくりを進めるために、市町村が都市計画において定める。

②建築基準法による建築協定

建築物の用途制限など、特に建築物に関する規制・誘導を必要とする地区については、建築協定を活用しつつ、景観形成を図っていく。建築協定は、住宅地の環境又は商店街の利便性の改善、向上を図るために、一定の区域の土地所有者等が、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準について締結する協定。市町村が、土地所有者等が建築協定を締結できる旨の条例を定める。

③歴史まちづくり法*による歴史的風致維持向上計画

地域固有の歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる良好な環境（歴史的風致）を維持・向上させ後世に継承していくため、歴史まちづくり法による歴史的風致維持向上計画の活用による景観形成を図っていく。歴史的風致について、市町村が作成した計画を国が認定することで、計画に基づく法律上の特例や各種事業により市町村の歴史まちづくりが支援を受けることができる。

（*正式名称：地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律）

④屋外広告物法による屋外広告物条例

第5章「3. 屋外広告物の景観誘導方針」及び「4. 屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項」に基づく景観形成を図っていくため、屋外広告物法による屋外広告物条例の活用を図っていく。屋外広告物条例は、良好な景観の形成、風致維持、公衆に対する危害防止のために、都道府県もしくは景観行政団体である市町村が屋外広告物の表示等を禁止あるいは制限することを定める。

⑤都市緑地法による緑地保全地域・特別緑地保全地区・緑化地域

うるおいのある良好な景観として京築広域景観に大きく影響している、谷筋の樹林地や田園部の社寺林や海沿いの松林等の樹林や緑地を保全するため、緑地保全地域、特別緑地保全地区、緑化地域の制度を活用した緑地の保全を図る。なお、都市計画区域内の緑地のうち、緑地保全地域及び面積10ha以上の特別緑地保全地区については県が、面積10ha未満の特別緑地保全地区及び緑化地域については市町村が指定することになる。

⑥都市緑地法による緑地協定

特に緑地の保全や緑化の推進が必要な地区については、緑地協定制度を活用し、地域住民の自主的な景観形成を推進していく。緑地協定は、保全又は植栽する樹木等の種類・場所、垣・さくの構造等について締結することができる。

【資料 6】国が定める公共施設の景観形成ガイドライン

国の各省庁から景観形成に関する各種ガイドライン等が示されている。公共施設の整備にあたっては、これらガイドライン等を活用し、景観形成に努めることが求められる。

(1) 道路

- ・景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン（国土交通省道路局 H16）
- ・道路デザイン指針（案）（国土交通省都市・地域整備局及び道路局 H17）
- ・「無電柱化推進計画」（国土交通省道路局 H16）
- ・「北九州国道色彩指針(案)―良好な道路景観のために―」
(国土交通省九州地方整備局北九州国道事務所 H22)

(2) 河川・砂防

- ・歴史的砂防施設の保存活用ガイドライン（国土交通省河川局、文化庁文化財部 H15）
- ・河川の景観形成に資する石積構造物の整備に関する資料（国土交通省河川局 H18）
- ・河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」（国土交通省河川局 H18）
- ・砂防関係事業における景観形成ガイドライン（国土交通省河川局砂防部 H19）

(3) 海岸・港湾

- ・海岸景観形成ガイドライン
(国土交通省河川局・港湾局、農林水産省農村振興局、水産庁 H18)
- ・港湾景観形成ガイドライン（国土交通省港湾局）

(4) 住宅・建築

- ・住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン（国土交通省住宅局 H17）
- ・景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」（案）（国土交通省都市・地域整備局 H17）

(5) 農山漁村

- ・美の里づくりガイドライン（農林水産省農村振興局 H16）
- ・農業農村整備事業における景観配慮の手引き（農林水産省農村振興局 H19）
- ・農村における景観配慮の実務マニュアル（農林水産省農村振興局 H20）
- ・農村における景観配慮の技術マニュアル（農林水産省農村振興局 H22）

(6) 官庁営繕

- ・官庁営繕事業における景観形成ガイドライン（国土交通省官庁営繕部 H16）

(7) 夜間照明

- ・光害対策ガイドライン（環境省水・大気環境局 H10）

(8) その他

- ・景観重要公共施設の手引き（案）（国土交通省都市・地域整備局 H20）
- ・公共事業における景観アセスメント（景観評価）システム（国土交通省 H19）

【資料 7】京築地域で適用される主な法令(平成 23 年 10 月現在)

(1) 都市計画法

- ・開発行為を行う場合は、事前に県知事の許可が必要となる場合があります。

(2) 建築基準法

- ・建築物や工作物を建築したり、その用途を変更したりする場合、事前に確認申請が必要です。
- ・用途地域により、立地できる建築物等の用途の制限があります。

(3) 福岡県屋外広告物条例

- ・条例で定める区域内において一定の屋外広告物を掲出する場合、県知事の許可が必要となります。

【許可地域】 ○景観法第 8 条第 2 項第 1 号に規定する景観計画区域

(行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町)

(4) 福岡県環境保全に関する条例

- ・開発面積が 3ha 以上の宅地の造成や土石の採取等の各種行為を行う場合は県知事への届出が必要です。また、開発面積が 5ha 以上の宅地の造成(住宅の用に供する土地の造成に限る)や 3ha 以上のゴルフ場の造成等の各種行為を行う場合は県知事の許可が必要となります。

(5) 福岡県自然海浜保全地区条例

- ・自然海浜保全地区内で、工作物の新築(改築・増築)、土地(海底)の形質変更等の各種行為を行う場合は事前に県知事への届出が必要です。

【対象となる区域】 松江浦(豊前市)、三毛門(豊前市)

(6) 自然公園法・福岡県立自然公園条例

- ・自然公園(国定公園、県立自然公園)内で工作物の新築(改築・増築)、木竹の伐採等の各種行為を行う場合は、特別地域では県知事の許可、普通地域では県知事への届出が必要です。

【特別地域】 耶馬日田英彦山国定公園(豊前市、みやこ町、上毛町、築上町)

【普通地域】 筑豊県立自然公園(行橋市、苅田町、みやこ町、築上町)

(7) 森林法

- ・民有林(保安林を除く)のうち、地域森林計画で定められた区域内の森林を伐採(間伐を含む)する場合、事前に伐採する土地の所在市町村への届出が必要となります。なお、保安林を伐採する場合は、事前に県知事への許可申請等が必要となります。
- ・地域森林計画の対象となっている民有林(保安林、保安施設地区内、海岸保全区域内を除く)において 1ha 以上の開発行為(土石又は樹根の採掘、開墾その他土地の形状変更等)を行う場合、事前に県知事の許可が必要となる場合があります。

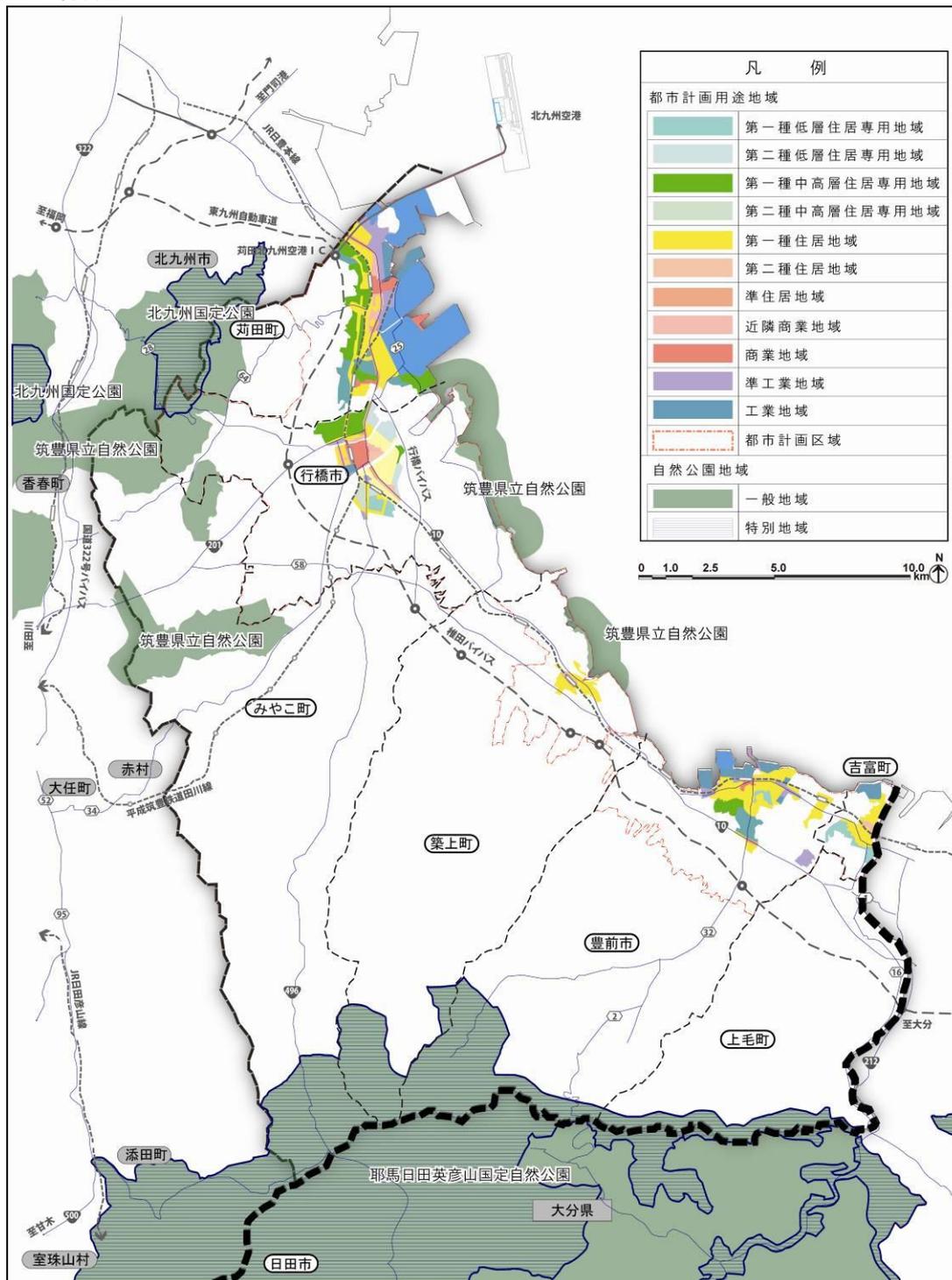
(8) 農地法

- ・農地転用（農地や採草放牧地を人為的にそれ以外のものにする行為）や転用することを目的として所有権等の権利移転、設定を行う場合、事前に県知事（4ha を超える場合は農林水産大臣）の許可が必要となる場合があります。

(9) 採石法

- ・岩石の採取を行なう場合は県知事の認可が必要となる場合があります。

□法規制図



【資料 8】 京築地域で行われている地域活動

京築地域では、以下のような様々な地域活動が行われています。

※以下に示す団体は、平成 22 年 5 月に締結した「京築広域景観テーマ協定」の締結者です。

自治体	団体名	活動の種類	活動の範囲
行橋市	行橋商工会議所	観光・商業振興、情報発信	行橋市
	行橋観光協会	観光・商業振興	行橋市
	NPO 法人アクションタウン行橋	人材育成	行橋市
	NPO 法人 クリエイティブ・スローライフ	自然環境の保全・活用、 人材育成	京築地域全域
	NPO 法人 京都ドリーム21	歴史・文化の保全・継承	京築地域全域
	豊の国・海幸山幸ネット	歴史・文化の保全・継承、 自然環境の保全・活用、情 報発信	京築地域全域
	美夜古郷土史学校	歴史・文化の保全・継承	行橋市
	ゆくはし屋根のない博物館 市民学芸員の会	歴史・文化の保全・継承	行橋市
豊前市	豊前商工会議所	観光・商業振興、情報発信、 人材育成	豊前市
	豊築森林組合	自然環境の保全・活用	豊前市、上毛町、 築上町
	NPO 法人 くぼて	自然環境の保全・活用	豊前市
	NPO 法人 プロジェクト・ボダイ	人材育成、情報発信	豊前市
	NPO 法人 森の学校	人材育成	豊前市
	岩屋壮年会	自然環境の保全・活用	豊前市
	くぼて夢倶楽部	自然環境の保全・活用	豊前市
	特定非営利活動法人 故郷創環未来研究所	自然環境の保全・活用	豊前市、築上町
	豊前市史跡ガイドボランティアの会	歴史・文化の保全・継承	豊前市
	やまぼうし	観光・商業振興、人材育成	豊前市
苅田町	苅田商工会議所	観光・商業振興、情報発信	苅田町
	NPO 法人 あそびの達人サークル	人材育成	苅田町
	NPO 法人 まちネット人ネット九州	人材育成	京築地域全域
	殿川クリーンクラブ	自然環境の保全・活用	苅田町

自治体	団体名	活動の種類	活動の範囲
みやこ町	みやこ町商工会	観光・商業振興、情報発信	みやこ町
	京都森林組合	自然環境の保全・活用	行橋市、苅田町、みやこ町
	くまわり会	自然環境の保全・活用	みやこ町
	崎山ひまわり会	自然環境の保全・活用	みやこ町
	豊の国みやこ探検隊	自然環境の保全・活用、歴史・文化の保全・継承	京築地域全域
吉富町	吉富町商工会	観光・商業振興、情報発信	吉富町
上毛町	上毛町商工会	観光・商業振興、情報発信	上毛町
築上町	椎田町商工会	観光・商業振興、情報発信	築上町
	築城町商工会	観光・商業振興、情報発信、人材育成	築上町
	築上町観光協会	観光・商業振興	築上町
	大楠会	自然環境の保全・活用	築上町
	京築フィルムコミッション	情報発信	京築地域全域
	しいだサンコー株式会社	—	—
	しいだ「夢」会議	自然環境の保全・活用	築上町
	C.C.C.自然・文化創造工場 豊前の国支部	自然環境の保全・活用	築上町

【活動の種類について】

活動の種類は活動内容に基づき、以下の5つに分類しています。

- 自然環境の保全・活用
- 歴史・文化の保全・継承
- 情報発信
- 観光・商業振興
- 人材育成

【資料 9】 景観形成に資する主な各種助成制度(平成 23 年 10 月現在)

(1) 道路

○さわやか道路美化促進事業（県土整備部道路維持課）

県が管理する国道や県道において、道路の美化・清掃、緑化、植栽活動、その他のボランティアを実施している自治会や企業、小中学校等の団体や個人に対し、清掃用具、軍手などの消耗品の支給、実施団体名を記載した表示板の設置等を行います。

(2) 河川

○クリーンリバー推進対策事業（県土整備部河川課）

県が管理している河川において、清掃や除草などの河川愛護活動を継続的に行っており、県に登録しているボランティア団体に対し、報償費や需用品の支給、アダプト・サインの設置等を行います。

○河川愛護事業（県土整備部河川課）

県が管理している河川において、除草や清掃等の河川愛護活動を行う企業や河川愛護団体及び企業の活動を支援する企業に対し、需用品の支給、アダプト・サインの設置等を行います。

(3) 森林

○福岡県森林づくり活動公募事業（農林水産部林業振興課）

森林の整備・保全、里山の保全など森林づくり活動を NPO・ボランティア団体等より公募し、採択された活動に対して補助金を交付します。

(4) 農業等

○農地・水保全管理支払交付金（農林水産部農山漁村振興課）

農地・農業用水等を保全管理する活動、生態系保全、水質保全、景観形成等農村環境の向上のための活動、水路、農道、ため池等農業用施設の長寿命化のための活動等に地域ぐるみで取り組んでいる活動組織に対して支援します。

○まちむら交流事業（農林水産部農山漁村振興課）

農山村地域の景観形成活動や保全活動等を通して都市と農村の交流を深める活動、農業・農村の大切さを次世代に継承していく活動について、まちとむらネットワークの会員に企画を募集し、採択された活動に対し、費用の一部を支援します。

■ 問合せ先

福岡県建築都市部都市計画課 都市政策係

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

TEL : 092-643-3712 FAX:092-643-3716

E-mail:toshi@pref.fukuoka.lg.jp

【京築広域景観計画ホームページ】

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/d11/keichiku-keikan.html>

■ 各町問合せ先

苅田町都市計画課	: 093-434-6521
みやこ町都市整備課	: 0930-42-6007
吉富町 建設課	: 0979-24-4073
上毛町企画情報課	: 0979-72-3112
築上町都市政策課	: 0930-56-0300